

第2期 京都府教育振興プラン (中間案)

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 振興プランの位置づけ	
2 振興プランの計画期間	
第1章 京都府の教育の基本理念	・・・・・・・・・・・・・・・・
1 目指す人間像とはぐくみたい力	
2 教育に関わるすべての者が大切にしたい思い	
第2章 施策推進の視点	・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章 取り組む施策の方向性	・・・・・・・・・・・・・・・・
1 推進方策	・・・・・・・・・・・・・・・・
2 振興プランの全体像と「重点アプローチ」の位置づけ	・・・・・・・・
◆推進方策1：質の高い学力の育成	・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 基礎・基本の確実な定着	
(2) 活用力・対応力の育成	
(3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び	
(4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成	
(5) 府立高校における魅力的な学び	
◆推進方策2：豊かな人間性の育成と多様性の尊重	・・・・・・・・
(6) 人権教育の推進	
(7) 豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動	
(8) 自立と社会参加に向けた特別支援教育	
(9) 人格形成の基礎を培う幼児教育	
(10) いじめや暴力行為の防止対策の充実	
(11) 不登校児童生徒に対する学びの保障	
◆推進方策3：健やかな身体の育成	・・・・・・・・
(12) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実	
(13) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応	
(14) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上	

◆推進方策4：学びを支える教育環境の整備・・・・・・・・・・

- (15) 安心・安全を守る学校危機管理
- (16) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築
- (17) 優れた教員の確保と資質能力の向上
- (18) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり
- (19) 府立学校の整備促進

◆推進方策5：学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進・・・・・・・・

- (20) 家庭の教育力の向上
- (21) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり
- (22) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育
- (23) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

◆推進方策6：文化振興と文化財の保存・継承・活用・・・・・・・・・・

- (24) 京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成
- (25) 文化芸術に親しむ環境づくり
- (26) 世界に誇る文化財の保存・継承・活用

第4章 振興プランの実現に向けて・・・・・・・・・・

- 1 振興プランの推進と評価
- 2 関係機関との連携・協働

資 料・・・・・・・・・・

- 1 第2期振興プランの策定経過
- 2 京都府の教育をめぐる状況
- 3 第1期振興プランの目標指標の実績

- 振興プランは、教育基本法において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「教育振興基本計画」であり、長期的な展望に立って、京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていくための指針となるものです。
- 京都府の行政運営の指針である「京都府総合計画」を踏まえた教育行政分野における計画であり、知事が定める「大綱」についても、総合教育会議において知事と教育委員会が協議・調整を尽くし、教育政策の方向性を共有します。

◎「京都府教育振興プラン」

教育基本法

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

◎「京都府総合計画」

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例

第4条 府政運営は、府のめざす方向性を、府民参画のもと、将来構想、基本計画等の形で明らかにし、府民がこれを共有することができるように、行うものとします。

◎「京都府の教育等の振興に関する大綱」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

基本理念を実現するための「推進方策」については、施策の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、中間見直しが必要であると考えています。

第1章

京都府の教育の基本理念

I

目指す人間像とはぐくみたい力

これからの時代の地域社会を支えるのはそこに住む人々の総合的な力であり、地域づくりの基本となるのは人づくりです。人づくり、すなわち教育こそが、京都府の未来を創り上げる源になるのです。

府政運営の羅針盤である京都府新総合計画の第一に掲げられた「子育て環境日本一」の実現に向けても、「教育環境日本一」は欠かせない柱であると言えます。

京都府教育委員会では、第2期の教育振興プランを策定するに当たり、教育基本法に掲げられた教育の基本理念を踏まえつつ、今後「目指す人間像」を次のように定めました。

また、「目指す人間像」に必要な力を、3つの「はぐくみたい力」として表しました。

○目指す人間像

めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人

○はぐくみたい力

主体的に学び考える力／多様な人とつながる力／新たな価値を生み出す力

第1期の教育振興プランの策定以降、2011年に東日本大震災が発生し、その後も日本の各地で想定を超える自然災害が頻発しています。学校の安心・安全など教育面での課題が浮き彫りになるとともに、人と人とがつながる絆の力が見直されるようになり、人々の価値観も大きく変わろうとしています。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校はかつてない長期の臨時休業を行うこととなり、その後の社会は大きく変容することを求められました。「社会の変化」という言葉がこれほど重みをもったことはありません。

こうした時代であるからこそ、社会がどのように変わろうと、その変化を前向きに受け止められる人。社会の変化にただ流されるのではなく、学んだことを活かして答えのない問いに挑み、

自分の力で考え、判断し、主体的に行動できる人。多様な人とつながり支え合いながら、社会の一員としての責任を果たし、価値観が多様化する社会において、自分らしく幸せな未来を創り出せる人が、求められています。

その人づくりを担う教育もまた、変わっていく必要があります。多様な価値観と多様な学び方が広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義が改めて問われています。

超スマート社会やグローバル社会への対応として、様々な場面でA Iの力を活用する一方でA Iにはない人間の強みである想定外の事態に向き合い調整する力や新たな価値を生み出す力を育成する教育、成年年齢引き下げによりさらに重要度を増した現代社会を生き抜いていくための教育など、多様な他者と関わり対話を通じて学びあうという学校の営みを大切にしながら、これからの学びを支えるI C Tや先端技術を効果的に活用し、時代の変化に応じた教育を行わなければなりません。

また、教員自身が教職生涯を通じて探究心をもって学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身に付けていく必要があります。

京都府教育委員会では、変化を恐れず前向きに受け止め、人権尊重を基盤とした京都府ならではの学校教育と社会教育とを通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続け、高い志をもって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれる人づくりを進めていきます。

「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を身に付け、発揮し、目指す人間像に近づいていくためには、誰もが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」をもてる環境の中で成長することが必要です。

これまで掲げてきた「包み込まれているという感覚」を引き続き京都府の教育のベースとし、さらに、子どもたちの主体的な行動を後押しするため、京都府教育委員会では、こうした環境整備について、学校・家庭・地域等で教育に関わるすべての人々が大切にしたい想いとして、基本理念に位置づけます。

「私は、かけがえのない存在として、愛され、見守られている」
「私は、共に支え合い助け合う仲間として、信頼されている」
「私は、この社会の一員として、責任ある行動を期待されている」

誰もが、かけがえのない一人の人間として、
周囲の人々に支えられ、生かされています。
しかし、それを感じることができなければ、
その想いに応えて「がんばろう」という気持ちは生まれません。

温かくて厳しい、周囲からの愛情や信頼、期待などに

【包み込まれているという感覚】

が土台となって、失敗したとしても再び挑戦できる

【自己肯定感】

がはぐくまれ、主体的に学び考え、多様な人とつながり、
新たな価値を生み出すための意欲が引き出されるものと考えます。

特に、困難な状況におかれた子どもは、
こうした感覚をもつことが難しくなっています。
すべての子どもを愛情と信頼と期待とで包み込んでいくこと、
すべての子どもが「包み込まれているという感覚」を土台にして
「自己肯定感」をはぐくむことができるように、
学校で、家庭で、地域で、教育に関わるすべての京都の人々が、
等しくこの想いを胸に、子どもたちに接していくことが求められます。

高い専門性をもって日々子どもたちに寄り添う学校の教職員はもちろん、
すべての教育の出発点である家庭の保護者も、
コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れる地域も、
すべての大人がすべての子どもを愛情と信頼と期待とで見守り、
小さな変化にも気づきながら、支え、伸ばしていくことが、
子どもたちが自身の未来の扉を開くための力となるのです。

[イメージ案]

【はぐくみたい力】
多様な人と
つながる力

【目指す人間像】

めまぐるしく変化していく
社会において、変化を前向きに
とらえて主体的に行動し、
よりよい社会と
幸福な人生を創り出せる人

【はぐくみたい力】
主体的に
学び考える力

【はぐくみたい力】
新たな価値を
生み出す力

【自己肯定感】

【包み込まれているという感覚】

教育に関わるすべての者が大切にしたい思い

第2章

施策推進の視点

京都府の教育の基本理念を実現するために、今後様々な施策を企画・立案し推進していく上で、すべての施策に共通して常にもっておくべき視点として、次の3つを掲げます。

○多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばす教育

すべての子どもが、「目指す人間像」に掲げるように、よりよい社会と幸福な人生の創り手として生きていけるようにするためには、子どもたちの多様な個性と能力を尊重し、子どもたちを取り巻く多様な環境や価値観などに正面から向き合い、教育もまた多様化していく必要があります。

子どもたちの学びに向かう意欲を高めるため、画一的な学校教育から脱却し、学校以外の様々な機関とも連携しながら、子ども一人一人の能力や適性等に応じた教育を進めていかなければなりません。そのためには、教員の資質向上が必要であり、中でも総合的に学びをコーディネートする力を高めていくことが求められています。

また、誰もが将来の自立を見据えて学ぶことが大切です。貧困や病気、地理的不利などの様々な困難な状況におかれた子どもも安心して学ぶことができるよう、誰一人取り残すことのない教育を進めることにより、すべての子どもの可能性を最大限に引き出していかなければなりません。

第1期の教育振興プランにおいて10の重点目標の1つとして掲げた「一人一人を大切にし、個性や能力を最大限に伸ばす教育」を、すべての施策に共通する「施策推進の視点」として定めることにより、京都府教育委員会では、これまで以上に子どもたち一人一人に寄り添う教育を進めていきます。

○幼児期から生涯にわたり、校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育

人間の発達段階に合わせて、質の高い学力・健やかな身体・豊かな心をバランスよくはぐくみ、「主体的に学び考える力」「多様な人とつながる力」「新たな価値を生み出す力」を身に付けていくためには、幼児期から生涯を視野に入れた連続性のある教育を進めていくことが大切です。

進学に伴う新しい環境への不適應等の課題を解決し、一人一人の心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、幼稚園や保育所等と小学校、小学校と中学校というように、学校間の連携により、円滑な接続を図っていかねばなりません。

また、同じ地域の小・中学生と高校生の交流や高校生同士の交流、特別支援学校の児童生徒と高校生との交流などの取組、府民の生涯学習の成果を子どもたちの学びに活かす取組は、地域に根ざした公立学校ならではの強みです。

人生 100 年時代において生涯学び続けるために必要となる力の基礎を、学校教育の中ではぐくんでいきます。

○学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを活かしてつなげる教育

すべての子どもが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」をはぐくむことができる環境を整えていくためには、学校はもとより家庭や地域がそれぞれの役割と責任と強みを自覚し、社会総がかりで教育に取り組むことが大切です。

学校は、学校教育のもつ意義や教員に課せられた崇高な使命を再認識し、その専門性を発揮しつつ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指す」という目標をもち、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校」へと転換する必要があります。

子どもが生まれてから最も長い時間を過ごす家庭は、基本的な生活習慣の確立の場であるとともに、「包み込まれているという感覚」の基礎を築く場です。

親の笑顔が子どもの笑顔をつくります。家庭の教育力が弱まっていると言われる中、安心して家庭での教育を行い、子どもの教育の第一義的責任をもつ保護者がその責務を果たすことができるように、社会全体で適切な支援を行っていく必要があります。

コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れることとなる地域は、その成長を見守り支えることで、子どもの社会性や将来性をはぐくむ場です。

地域の住民、地域に立地する企業や大学等が子どもの教育に関わることは、人と人との新しい縁や子どもの地域に対する関心・愛着を生み、ひいては地域の課題解決や地域振興にもつながります。子どもたちが成長し幸せに暮らしていけるまちづくりに向けて、地域は、「支援」ととどまらない学校との「連携・協働」を目指す必要があります。

京都府の教育の基本理念を実現するため、次のように6つの「推進方策」を定め、それぞれの推進方策の達成に向けて、今後取り組むべき26の項目と187の方策を掲げました。

◆推進方策1：質の高い学力の育成（34 方策）

- (1) 基礎・基本の確実な定着（7方策）
- (2) 活用力・対応力の育成（5方策）
- (3) 学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び（8方策）
- (4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成（7方策）
- (5) 府立高校における魅力的な学び（7方策）

◆推進方策2：豊かな人間性の育成と多様性の尊重（39 方策）

- (6) 人権教育の推進（4方策）
- (7) 豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動（4方策）
- (8) 自立と社会参加に向けた特別支援教育（10 方策）
- (9) 人格形成の基礎を培う幼児教育（4方策）
- (10) いじめや暴力行為の防止対策の充実（9方策）
- (11) 不登校児童生徒に対する学びの保障（8方策）

◆推進方策3：健やかな身体の育成（18 方策）

- (12) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実（8方策）
- (13) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応（5方策）
- (14) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上（5方策）

◆推進方策４：学びを支える教育環境の整備（43 方策）

- （15） 安心・安全を守る学校危機管理（7方策）
- （16） 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築（8方策）
- （17） 優れた教員の確保と資質能力の向上（11 方策）
- （18） 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり（8方策）
- （19） 府立学校の整備促進（9方策）

◆推進方策５：学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進（32 方策）

- （20） 家庭の教育力の向上（7方策）
- （21） 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり（7方策）
- （22） 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育（10 方策）
- （23） 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実（8方策）

◆推進方策６：文化振興と文化財の保存・継承・活用（21 方策）

- （24） 京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成（5方策）
- （25） 文化芸術に親しむ環境づくり（5方策）
- （26） 世界に誇る文化財の保存・継承・活用（11 方策）

基 本 理 念 等	目指す人間像
	めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人
	はぐくみたい力
	主体的に学び考える力 / 多様な人とつながる力 / 新たな価値を生み出す力
	教育に関わるすべての者が大切にしたい想い
	包み込まれているという感覚 / 自己肯定感
	施策推進の視点
	○多様な子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばす教育
	○幼児期から生涯にわたり、校種等を越えて切れ目なく学ぶことができる教育
	○学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを活かしてつながる教育

推 進 方 策 方 策 187 目 標 指 標 117	1 質の高い学力の育成 (34 方策)	重 点 ア プ ロ ー チ
	2 豊かな人間性の育成と多様性の尊重 (39 方策)	
	3 健やかな身体の育成 (18 方策)	
	4 学びを支える教育環境の整備 (43 方策)	
	5 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進 (32 方策)	
	6 文化振興と文化財の保存・継承・活用 (21 方策)	

○推進方策ごとの表記順序

目指す教育の姿	現状と課題	方 策	目標指標
---------	-------	-----	------

【重点アプローチ】

共通ファクター ICTの積極的な活用

アプローチ 1 学校の強靱化（非常時に強い学びの体制整備等）

アプローチ 2 教育環境日本一（個別最適化・働き方改革等）

アプローチ 3 府立学校イノベーション（魅力向上・高校間連携等）

【5つの重点政策】

- ① 児童生徒1人1台端末の整備と安定的な運用
 - 双方向によるオンライン授業や家庭学習の支援
 - 非常時における学校とのコミュニケーション体制の構築
 - 不登校児童等に対する遠隔授業などセーフティネット体制の整備
- ② データの分析や有効活用による新しい学習支援の展開
 - スタディ・ログ（学習履歴）の導入による個々の学習内容の蓄積
 - CBT（コンピュータを用いた学力テスト）の導入による指導・支援
 - 「デジタルコンテンツセンター（仮称）」の創設
 - 児童生徒、教職員、保護者等のICTのスキルアップ支援
- ③ 新しい時代にふさわしい学習指導体制の構築
 - 新しい少人数指導体制の構築
 - 教科担任制の導入
 - 各分野における外部専門人材の積極的な配置の促進
（臨床心理士、社会福祉士、ICT支援員、部活動指導員など）
- ④ 地域に開かれた魅力ある府立学校の推進
 - コミュニティ・スクールの全校導入
 - 部活動の地域連携・移行の推進
 - 府立高校ビジョンの策定
- ⑤ 計画的な施設整備の推進
 - 学校施設の大規模改修、特別教室の空調整備
 - 大規模な産業教育設備の更新
 - 特別支援学校や郷土資料館等の整備推進

【重点アプローチとは】

- 教育振興プランを戦略的・横断的に推進していくため「3つのアプローチ」を設定
- 「3つのアプローチ」に共通する「ICTの積極的な活用」を「共通ファクター」として設定
- 「共通ファクター＋3つのアプローチ」により「5つの重点政策」を集中的に進める

目指す教育の姿

【一人一人の可能性を最大限引き出す教育】

すべての子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、主体的に学び続ける力を身に付けられるよう、ICTを効果的に活用しながら、それぞれの能力・適性や興味・関心に応じた最適な学びと学校ならではの協働的な学び合いが実現しています。

【情報過多時代を生き抜く教育】

~~多面的・多角的な視点を持つ~~で身の回りにあふれる情報の真贋を見抜く中から多面的・多角的な視点をもって正しいものを選び取る力を子どもたちが身に付け、情報の内容を主体的に捉えて、より深く考え、評価し、自分の意見を形成して表現しようとする態度をはぐくむ教育が実現しています。

【課題解決能力をはぐくむ教育】

探究的な学びを通じて論理的思考力や判断力、読解力を高めることにより、失敗を恐れず挑戦する強い意志をもち、他者と協働して未知の状況に対応できる課題解決能力をはぐくむ教育が実現しています。

【グローバルな視野をはぐくむ教育】

小学校から高校までの言語活動をつなげ、自信をもって自分の思いや考えを伝え合うことができる資質・能力を育てるとともに、グローバルな視野をもち、京都から世界へ発信し、国際社会で活躍できる力をはぐくむ教育が実現しています。

【府立高校における魅力的な学び】

生徒一人一人の多様なニーズに対応した創意ある教育活動や、企業・大学・地域・海外等との連携など学校の強みを活かした特色ある教育活動が実現し、すべての生徒が夢や希望を持ち、未来に向かっていきいきと学んでいます。

現状と課題

- ・ 全国学力・学習状況調査の結果は、「子どものための京都式少人数教育」や個別補充学習などの取組により、全国と比較して高い水準にあります。しかし、「（国語や算数・数学などの）勉強が好き」と答えた小・中学生の割合は、全国平均よりも低くなっており、主体的に学習に取り組む態度の育成が課題となっ

ています。

- 新しい学習指導要領が、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施され、高等学校は令和4年度から年次進形で実施されます。変化の激しい予測困難な時代において、新学習指導要領に掲げる「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の実現が重要となってきます。
- 自分だけのスマートフォン等を持っている中学2年生はここ数年で急増し、令和元年度に8割に達しました。あふれる情報の中から必要な情報を読み取るなど、基本的な情報活用能力を身に付けることが重要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、1人1台端末環境を整備するGIGAスクール構想が急速に実現しつつあります。「デジタルかアナログか」といったいわゆる二項対立ではなく、これまでの学校教育の実践とICTの活用を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育が必要となっています。
- 府内の在留外国人は約6万人、留学生は約1万人と、近年大幅に増加しています。高校生の留学率は2.9%で、全国1位となっています（全国平均1.43%、平成29年度）。一方で、WITHコロナ時代においては、ICTを活用したオンラインの国際交流の導入が求められています。
- 少子高齢化社会における高等学校の在り方について、多様な生徒が在籍する現状を踏まえ、一人一人のニーズに応じて学習意欲を喚起し、求められる資質・能力を身に付けさせるため、府立高校のさらなる特色化・魅力化を図る必要があります。
- 大学進学率は65.9%で、4年連続全国1位となっています（全国平均54.8%、平成31年3月卒）。また、就職希望者に占める内定者の割合も高水準を維持しており、引き続き生徒の希望進路の実現に向けた取組を進める必要があります。

主な取組

（１）基礎・基本の確実な定着

- 1 新しい時代の教育に対し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、**少人数指導体制**を整備します。（(17)へ再掲）
- 2 小学校において、教科ごとに専門の教員が指導する**教科担任制**を進めるなど授業の質の向上を図るとともに、公立学校ならではの小学校と中学校、中学校と高等学校の連携や円滑な接続を促進します。（(17)へ再掲）
- 3 小学校から高等学校までの12年間を見通した、**学習履歴（スタディ・ログ）を取り入れた学習システム**や、「**1人1台端末**」の**効果的な活用**などにより、児童生徒一人一人の学習意欲や学習理解度等に応じたきめ細かな指導や支援を充実します。
- 4 **ICTを活用した学力テスト等のデータ分析**を基に、個に応じた学びや指導を実現して一人一人が成長を実感できる取組を推進します。

- 〔5〕 子どもが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、**各種学力調査等を活用**した授業改善プランを作成するなど、児童生徒への支援を強化します。
- 〔6〕 すべての子どもが、①**興味・関心を高める**ことができる授業、②**見通しを持って粘り強く取り組み**力が身に付く授業、③**自らの学びを振り返り次に活かす**力をはぐくむ授業を展開します。
- 〔7〕 各学校に福祉の専門家等である「**まなび・生活アドバイザー**」を配置するなど、福祉関係機関と連携した子どもの基本的な生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るための支援体制を充実します。

（２）活用力・対応力の育成

- 〔8〕 文章や図表、データなどを読み、評価、熟考するために ICT も活用することで、**情報を探し出す力、物事を多面的・多角的に見る力、論理的に考え説明する力**などを育成する取組を推進します。
- 〔9〕 教科横断的な視点で物事を捉え、実社会での課題発見・解決に向けて、**創造的・論理的思考力**をはぐくむ取組を推進します。
- 〔10〕 子ども同士の学び合いの中で主体性を引き出し、話し合い、考えを深めることなどを通して、コミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの学力テストでは測れない**非認知能力を育成**します。
- 〔11〕 情報社会を生き抜くために、子どもが**プログラミングの働きを理解**するとともに、各教科等における様々な学習活動を通して **ICT を効果的に活用**し、情報を習得し、整理・比較して考えを形成することができる力を育成します。（（22）へ再掲）
- 〔12〕 情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報セキュリティや情報モラルを理解するなど、**情報リテラシーの育成**に取り組みます。

（３）学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び

- 〔13〕 児童生徒が主体的に授業に参加し、新しい知識や技能を獲得することへの好奇心や意欲を高めるような**課題解決型の授業を展開**します。

- 14 めまぐるしく変化する未来社会を生き抜く力をはぐくむため、企業や大学等とともに構成する産官学連携型学習「**京都『結(ゆい)』コンソーシアム(仮称)**」により官民一体の教育を進めます。
- 15 **オンラインによる双方向授業など、多様な学習の形や学習機会を創出し**、子どもの学習意欲や興味・関心を高める取組を推進します。
- 16 対面指導と遠隔・オンライン授業とを組み合わせる**ハイブリッド型の指導**や、個々の児童生徒の学習進度や学習到達度、興味・関心等に応じた**個別最適な学びや協働的な学び**など、子どもの多様な学びを保障します。
- 17 **デジタル教科書**などデジタル教材や音声教材を様々な教材と組み合わせて使用するなど、子どもの学習の充実や障害のある児童生徒等における多様な学びの実現に努めます。
- 18 子どもの個性や能力を伸ばすため、各学校におけるＩＣＴを活用した教育や学校の特色を活かした理数教育、英語教育、職業教育など、**子どもの多様なニーズに対応した教育活動を展開**します。
- 19 **「デジタルコンテンツセンター(仮称)」を創設**し、日々の授業で主体的・対話的で深い学びを効果的に実施するためのコンテンツの発信、遠隔授業へのライブ配信、不登校児童生徒等に対する学習保障など、デジタル教材の充実に取り組みます。
- 20 子どもの調べ学習や朝読書を支援する「学校支援セット」や「来館型調べ学習」などを活用した探究型学習を進めるため、**府立図書館の学習支援機能を充実**します。

(4) 京都と日本を知り、世界に通用するグローバル人材の育成

- 21 公立学校ならではの一贯した英語教育を進めるため、小学校から高等学校までを見通した**「次世代型カリキュラム」を構築**します。
- 22 **京都に居住する外国人や留学生、訪日教育旅行者などとの交流**を通じ、積極的に外国人とふれあう機会を活用し、多様な価値観や文化的背景の理解を深める取組を充実します。
- 23 ＩＣＴを活用して国内外の学校や大学・企業とリアルタイムでつながるなど、時間や場所に制限されない遠隔教育により、**イノベティブなグローバル人材の育成**に取り組みます。
- 24 経済的に困難な状況におかれている子どもの留学に向けて、**財政面での支援を実施**するなど、将来の夢の実現にチャレンジする府立高校生を支援するとともに、京都へ来る留学生と交流する取組を充実します。

- 25 英語力及び指導力の向上を図る研修を充実するとともに、海外派遣研修等国内外の枠を超えた研修を実施することにより、**グローバルな視点を持つ教員の育成**を推進します。
- 26 府立高校に**国際バカロレアの教育システム**を導入するための調査・研究を実施するなど、海外の大学での学問研究にもつながる英語力、知力、探究心を育成する取組を進めます。
- 27 地域を知り、地域への愛着を深めるとともに、地元を担う中核的な人材をはぐくむため、京都の自然や歴史・文化遺産を活用した**郷土学習を充実**します。

(5) 府立高校における魅力的な学び

- 28 様々な生徒の能力や特性、学習歴等に応じた多様な教育内容を進めるため、国の普通科再編の議論も踏まえ、生徒数の減少や時代の変化、地域の幅広いニーズなどに対応するとともに、公立の強みを活かし選ばれる魅力ある学校づくりを目指すなど、**府立高校の在り方ビジョンを新たに策定**します。
- 29 **府立高校において「1人1台端末」**を活用し、個別最適な学びと生徒の主体的・協働的な学びを推進します。
- 30 幅広い分野で新しい価値を創造できる人材を育成するために、**教科横断的な「STEAM教育」を推進**します。
- 31 地域創生をさらに推進するため、地域の特色や資源を生かした学習を進め、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、**地域を大切にし、その中核を担う人材を育成**します。
- 32 他校の生徒と切磋琢磨し互いに高めあう機会を拡充するなど、ICTの遠隔機能も活用しながら**学校間連携の強化**を図り、府立高校の探究活動を一層深化させることで、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成します。
- 33 高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路を選択できるよう、単位認定を見据えた大学教育の先取り履修の導入を進め、大学の施設、設備を使った実習を行ったりするなど、**大学と連携した専門的な学びの機会を拡充**します。
- 34 産官学連携により職業系学科の取組をさらに充実・深化させ、**若手プロフェッショナルを育成**します。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	学習履歴（スタディ・ログ）を取り入れた学習システムを構築している学校の割合	活動	3
2	I C Tを活用した個別指導計画を作成している学校の割合	活動	4
3	まなび・生活アドバイザーの配置状況	活動	7
4	情報リテラシー教育を実施している学校の割合	活動	12
5	デジタル教材を活用している学校の割合	活動	17
6	日々の授業で主体的・対話的で深い学びを効果的に実施するためのコンテンツの配信数	活動	19
7	小学校から高等学校までを見通した CAN - DO リストを策定している学校の割合	活動	21
8	グローバル文化カフェ事業の実施校	活動	22
9	国内外の高校や大学等と遠隔教育をしている府立高校の割合	活動	23
10	「1 人1 台端末」を活用している府立高校の割合	活動	29
11	学校間連携を行っている府立高校の割合	活動	32
12	高校・大学連携事業を実施している府立高校の割合	活動	33
13	学校の授業時間以外の勉強時間が平日1 日当たり 30 分に満たない子どもの割合	成果	1~20
14	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	成果	1~20
15	勉強をすることが好きな子どもの割合 （国語や算数・数学の勉強が「好き」な子どもの割合）	成果	1~20
16	公立中学・府立高等学校の英語教員のうち、英検準1 級以上等 を取得している教員の割合	成果	25

目指す教育の姿

【一人一人が大切にされる共生社会の実現に向けた教育】

一人一人の尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、あらゆる人々が個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育が実現しています。

【豊かな人間性をはぐくむ教育】

様々な人と交流し、多くの体験を重ね、多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育て、自らの考えや思いを伝えながら寛容性をもって互いに折り合える力を身に付け、感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ教育が実現しています。

【障害の有無や程度にかかわらず学べる教育】

障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人のニーズに応じた学びにより、得意分野や長所を伸ばし、社会参加の可能性を広げることができる教育が実現しています。また、障害の有無や程度にかかわらず、子どもたちが共に学べる環境整備が進められています。

【子どもの未来の礎をはぐくむ教育】

すべての幼児教育施設において、保育者との信頼関係に支えられ、様々な人やものとの関わりによる子どもの主体性をはぐくむ質の高い幼児教育が展開され、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が実現しています。

【いじめや暴力を許さない学校づくり】

児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、学校における組織的な対応や関係機関との連携により、いじめや暴力行為の未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への適切な対応が徹底されています。

【不登校の子どもたちに寄り添う教育】

不登校の子どもたちが、自らの進路を主体的に捉え社会的な自立を目指すことができるよう、学校の内外を問わず個々の状況に応じた学びの場が提供され、適切な支援体制が整っています。

現状と課題

- 部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在しており、インターネット上の人権侵害やLGBTQなど性の多様性に対する理解不足、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害など、人権に関わる新たな課題も顕在化しています。
- 若手教職員は、人権尊重の理念や個別の人権課題に関する理解を深め、人権教育に関わる経験を積み上げていくことが求められていますが、教職員の世代交代が急速に進む中、経験豊富な教職員からの知識及び技術等の伝達が困難となっており、教職員研修を一層充実させる必要があります。
- 「人が困っているときは進んで助けようとするか」「学校のきまりを守っているか」など人を思いやる心や規範意識に関する質問に肯定的に答えた小中学生の割合は9割程度の高い水準であり、かつ、小・中学生が同等か、学年が進むにつれ上昇する傾向が見られます。
- 一方で、「自分には良いところがあると思うか」「夢や目標を持っているか」などの自己肯定感や将来への希望に関する質問に肯定的に答えた割合は全国平均より低く、小学生の8割程度から中学生の7割程度へと低下する傾向にあります。
- 特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒や、通級による指導（通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な指導を受けること）の対象となる児童生徒の数は、平成22年度と比較して50%以上増加しています。
- 障害のある子ども一人一人の自立と社会参加に向けた教育を進めることにより、特別支援学校の卒業生の就職率は、5年間で5ポイント近く上昇しています。
- 府内には、幼稚園、保育所、認定こども園など多様な種類の幼児教育施設があり、国立、公立、私立と設置者も様々です。それらすべてにおいて質の高い幼児教育が実践され、その成果が小学校につながるように、京都府教育委員会では「幼児教育センター」を令和2年4月に設置し、幼児教育施設を訪問して助言や研修を行っています。
- 幼児期の子どもは家庭で過ごす時間が長く、また、幼稚園や保育所等を利用していない子どもは4～5歳で2%程度と推計されています。家庭における幼児教育についても適切な支援を行い、子どもたちの健やかな成長を保障することが課題となっています。
- 京都府では、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも発生することと捉え、子どもたちの「嫌な思いをした」ことを幅広く丁寧に把握し、対応してきた結果、千人あたりのいじめの認知件数は全国平均の2倍程度の多さとなっています。ただし、その件数は、いじめを許さないという姿勢が学校全体に浸透してきたことにより、近年減少傾向にあります。
- 暴力行為発生件数は小学校において増加傾向にあり、低年齢化が進んでいます。
- 不登校の子どもへの支援の充実により相当数の不登校が解消されていますが、新規の不登校の増加により、不登校児童生徒数は平成24年度から連続して増加傾向にあります。
- 平成28年に公布された「教育機会確保法」の趣旨にのっとり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うことが求められています。

(6) 人権教育の推進

- ① 学校教育や社会教育において、教育活動全体及び生涯のあらゆる機会に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育の推進を図ります。また、人権教育推進のための基本的取組方針や重点的取組事項を毎年度策定します。
- ② すべての学校（園）において、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題に関する学習及び多様性を尊重する学習を充実し、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的な行動力を育成するために、教材の開発や指導方法の工夫改善を推進します。
- ③ 教職員自らが人権教育推進の担い手としての自覚を高め、情報化の進展や社会情勢の変化に伴って多様化・複雑化する人権問題についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、人権教育に関する実践力・指導力を向上させるための研修を充実します。
- ④ 人権教育の指導者として様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、地域の実態に即した人権学習の工夫改善に取り組めるよう、社会教育関係者等の学習の機会を充実します。

(7) 豊かな心をはぐくむ道德教育と読書活動

- ⑤ 子どもが自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての在り方や生き方を自覚し、人生をよりよく生きるために、京都府独自の心の教育学習資料集「京の子ども 明日へのとびら」等の子どもの心に響く教材を活用した道德教育を推進します。
- ⑥ 授業の中に課題解決的な学習や体験的な学習等を取り入れ議論するなど、答えが1つではない課題に向き合う「考える道德」、「議論する道德」の取組を推進します。
- ⑦ 学校・家庭・地域が連携・協働し、乳幼児への読み聞かせや「子ども読書の日」・「古典の日」を中心とする取組を充実し、社会全体で子どもの読書活動を通じた創造力や表現力の育成に取り組めます。
- ⑧ 各学校における子どもの調べ学習や朝読書を府立図書館が支援する「学校支援セット」を充実するとともに、貸出文庫等により子どもに身近な市町村立図書館・読書施設に図書を貸し出すなど、すべての子どもが読書に親しむことができる環境の整備を図ります。

(8) 自立と社会参加に向けた特別支援教育

- 9 障害のある児童生徒のコミュニケーション能力や社会的自立・企業就労につながる情報活用能力など、様々な可能性を伸ばし、進路選択の幅が広がるよう **ICT を活用した学び**を進めます。
- 10 小・中学校、高等学校における**通級による指導を充実**するため、特別支援教育の専門的な知識を持つ教員を育成し、障害の特性を踏まえた学習上の配慮を行う学びの場を整備します。
- 11 障害の有無に関わらず、すべての児童生徒に対してデジタル教材や電子黒板を活用したより理解しやすい授業の工夫をするなど、**授業のユニバーサルデザイン化**を進めます。
- 12 障害のある生徒一人一人が自立して、社会の担い手として活躍できるようにするため、関係機関と連携した「ふれあい・心のステーション」や清掃や接客などの専門的スキルを客観的に評価する「京しごと技能検定」を実施するなど、**職業教育を推進**します。（(22)へ再掲）
- 13 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築を目指し、障害のある子もない子も共に楽しめるアダプテッドスポーツ等を通じ、特別支援学校と他校種の児童生徒とが交流活動を実施するなど、**「心のバリアフリー」の取組を展開**します。
- 14 障害のある子も障害のない子も、自然の中で共同生活を体験し、多様な人たちを受け入れ、心のふれあいを深めながら支援する心や社会性を培い、**共生社会の形成の一層の進展**を図ります。
- 15 スクールバス等による通学や学校内での医療的ケアを必要とする子どもへの適切な対応、訪問教育など、**学びに集中できる安心安全な環境づくり**を推進します。
- 16 子どもの学びの様子や成果の地域への発信、地域の方々との交流を通じた体験学習の充実により、**地域に開かれた特別支援学校の実現**を目指します。
- 17 特別支援学校の児童生徒の増加に対応するため、**井手やまぶき支援学校（仮称）**（令和4年4月開校予定）を新設するなど教育環境を整え、子どもが地域で自分らしく暮らし、働くことができ、共生社会の担い手となれるような取組を進めます。
- 18 **向日が丘支援学校を改築**し、教育と福祉が連携して共生社会の実現に向けた学校・福祉連携モデルによる切れ目ない支援の充実を目指した整備を進めます。

(9) 人格形成の基礎を培う幼児教育

- 19 幼児教育の質の向上を図るため、市町村や幼児教育施設への助言に加え、研修機会の提供、調査研究、情報提供等を行うとともに、幼児教育関係者のネットワークの構築に取り組むなど、**幼児教育センターの機能強化**に努めます。
- 20 幼児教育センターにおいて、幼児教育アドバイザーによる動画等を活用した保育者向けの研修を充実するなど、**幼児教育・保育を担う人材の資質向上**に取り組みます。
- 21 幼児教育センターにおいて、**幼児教育から小学校教育への円滑な接続**を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭と小学校教員との相互交流や研修会の開催、幼児と児童の様々な交流活動などを促進します。
- 22 幼児教育センターにおいて、小学校と近隣の公私立の幼稚園、保育所、認定こども園による**保幼小接続のカリキュラムの共同作成**とその実施を支援するなど、保幼小接続の取組を進めます。

(10) いじめや暴力行為の防止対策の充実

- 23 道徳教育や人権教育の中で個別事例を子どもがディスカッションするなどの工夫を行い、**自他を大切にし、人を思いやる豊かな心**をはぐくむ取組を推進します。
- 24 道徳や倫理について考え、法律等の社会のルールを守る取組を進めるなど、**道徳性・規範意識の醸成や対面でのコミュニケーション**を通じて、人間関係を築く力の向上、自己肯定感・自己有用感、公共の精神をはぐくむ取組を推進します。
- 25 すべての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施するとともに、教員が子どもの些細な変化に敏感に気づくことができるよう校内研修を行うなど、**いじめの早期発見・早期対応・再発防止**に努めます。
- 26 教員の経験のみならず、生徒指導や子どもの学習などに関するビッグデータをもとに、**人工知能（AI）も活用**しながら、いじめや不登校の兆候やその深刻化を客観的に見逃さない仕組みを検討します。（（11）へ再掲）
- 27 いじめの問題に対して、すべての教職員が重大事態への認識と対応をはじめとする法の内容を理解し、その態様に応じた適切な対処ができるよう、専門機関と連携した**いじめに関する専門研修を充実**します。

- 28 心のケアを行うスクールカウンセラーや福祉の専門家等である「まなび・生活アドバイザー」、法律の専門家であるスクールロイヤーなど、いじめの防止等のための**専門的知識を有する者との連携**を図ります。
- 29 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、**学校とPTAや地域の関係団体、家庭の組織的な連携**を推進します。
- 30 SNS等を使用した**インターネット上のいじめに対応**するため、児童生徒の情報モラル教育を充実するとともに、保護者への啓発リーフレットの配付などを実施します。
- 31 子どもの暴力事象を減少させるため、警察OBのスクールサポーターをはじめ、関係機関による**非行防止教室**などを開催するとともに、課題を抱える子どもへの「**まなび・生活アドバイザー**」による個別支援や、課題の大きい学校への**教員の追加配置**による生徒指導体制の強化します。

(11) 不登校児童生徒に対する学びの保障

- 32 教員の経験のみならず、生徒指導や子どもの学習などに関するビッグデータをもとに、**人工知能（AI）も活用**しながら、いじめや不登校の兆候やその深刻化を客観的に見逃さない仕組みを検討します。（（10）から再掲）
- 33 **ICTを活用した個別学習や遠隔学習**など、個々の不登校児童生徒の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。
- 34 地域における不登校支援の中核施設である**教育支援センター（適応指導教室）**、**フリースクール**等の民間団体などの関係機関と学校が連携し、子どもや家庭に対する適切な支援と学習機会の提供に取り組みます。
- 35 教育支援センター（適応指導教室）において、通所できない子どもに対しても**訪問型の支援に加え、ICTを活用した支援**など機能強化を促進します。
- 36 学校においてきめ細かな支援ができるよう、心のケアを行うスクールカウンセラーや別室登校に対応する心の居場所サポーターなど、**不登校児童生徒に対する教育相談機能を充実**します。また、総合教育センターにおいて、電話・来所・巡回など**ニーズに応じた教育相談**を実施します。
- 37 中学1年生で不登校が増加するいわゆる「**中1ギャップ**」に対応するため、小学校と中学校における適切な情報共有や教員によるきめ細かな見守りなど、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

- 38 学校に行きにくい状況にある児童生徒を対象に、府立るり溪少年自然の家で宿泊を共にして、様々な集団活動や自然体験を行う取組を推進します。
- 39 不登校の子どもたちが身近な場所で読書に親しむことができるよう、府立図書館において、市町村立図書館・読書施設と連携を図り、フリースクール等の学校以外の教育関係機関へ図書を貸し出す取組を推進します。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	京都府作成の人権教育関係資料を踏まえて人権学習を実施している学校の割合	活動	2
2	京都府作成の人権教育関係資料を活用して人権教育に係る研修を実施している学校の割合	活動	3
3	人権教育指導者研修会／参加者数	活動	4
4	「読書が好き」な子どもの割合（厳密にいうと成果指標）	活動	7
5	府立図書館における「学校支援セット」の貸出冊数	活動	8
6	I C Tを活用した授業を実施している府立支援学校の割合	活動	9
7	特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合	活動	11
8	地域と交流している府立特別支援学校の割合	活動	16
9	市町村幼児教育アドバイザーを配置している市町村の数	活動	19
10	動画等を活用した保育者向け研修会の開催状況	活動	20
11	幼児教育施設及び家庭と連携して交流活動を実施している小学校の割合	活動	21
12	幼児教育施設と共同してスタートカリキュラムを作成している小学校の割合	活動	22
13	いじめに関する専門研修の実施回数と参加人数	活動	27
14	P T Aあいさつ運動 実施校数	活動	29
15	情報モラルの指導を実施している学校の割合	活動	30
16	非行防止教室の開催状況	活動	31

17	ＩＣＴを活用した個別学習や遠隔学習に取り組んでいる学校の割合	活動	33
18	教育支援センター（適応指導教室）にスクールカウンセラー等の専門家を配置している市町村の数	活動	34～35
19	ＩＣＴを活用した支援を実施している教育支援センター（適応指導教室）の割合	活動	34～35
20	心の居場所サポーターの配置状況	活動	36
21	フリースクールへの図書の貸出冊数	活動	39
22	人の気持ちが分かる人間になりたいと思う子どもの割合	成果	1～4
23	人が困っているときは進んで助けようとする子どもの割合	成果	5～6
24	自分には、よいところがあると思う子どもの割合	成果	5～6
25	「読書が好き」な子どもの割合	成果	7～8
26	ユニバーサルデザインの認知度	成果	12～14、 16～18
27	障害のある人となない人がともに交流したり、活動する場に参加している人の割合	成果	12～14、 16～18
28	特別支援学校生徒の就職率（特別支援学校高等部卒業者に占める就職者の割合（福祉就労除く。））	成果	9～18
29	特別な支援を要する子どもに係る個別の指導計画が作成されている割合	成果	9～11、15
30	「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている子どもの割合	成果	23～30
31	認知されたいじめの年度内解消率	成果	23～30
32	学校における千人当たりの暴力行為の件数（年間）	成果	31

目指す教育の姿

【「スポーツどころ」をはぐくむ教育】

すべての子どもが体を動かす習慣を身に付け運動・スポーツの楽しさを味わうことにより、健やかな心身がはぐくまれています。

【地域との協働による多様な部活動】

学校の部活動は、集団活動を通じた人間形成の機会を確保する場であり、多様な生徒が活躍できる場です。である学校の部活動について、指導に意欲をもつ地域人材の協力や地域が支える環境の中で、生徒にとって望ましい多様な部活動が行われています。

【誰もが親しむ生涯スポーツ】

府内の各地でスポーツを「する」「みる」「ささえる」「知る」ための環境が整備され、障害のある人もない人も、府民の誰もが、ライフステージやライフスタイルに応じて生涯にわたりスポーツに親しんでいます。

【健康的な生活習慣を確立する教育】

子どもたち一人一人が自分の心や体の健康に関心を持ち、いきいきとたくましく生きるための基盤として、学校・家庭・地域が一体となって進める健康教育・食育により、必要な知識と健康的な生活習慣が身に付いています。

【世界で活躍するトップアスリートの育成】

ジュニア期の選手の発掘・育成等により競技力が向上し、京都府ゆかりのトップアスリートがオリンピック・パラリンピックをはじめ世界で活躍しています。

現状と課題

- 小・中学生の体力は全国平均を下回っています。その要因として、運動をする子どもとしない子どもの二極化、外遊びの「三間」（仲間・空間・時間）の減少、テレビ・ゲーム・スマートフォン等の画面を見る時間の増加などが考えられます。

- ・平成27年度に実施した府の実態調査において、土日の両方活動している部活動は中学校で約2割、高等学校で約3割あり、また、中学校では半数近く、高等学校では4割程度の顧問が、担当する競技等の経験が無いことが明らかになりました。府教育委員会では、平成30年度に「京都府部活動指導指針」を策定し、休養日の設定や外部人材の活用など、生徒の競技力向上と教員の負担軽減を図り、生徒にとって望ましい部活動の実現を目指す取組を進めています。
- ・成人が週1回以上運動・スポーツを行う割合は約49%で、前回調査や全国平均を下回る結果となっています（全国平均51.5%、平成29年度）。運動・スポーツを行わなかった理由として、「年をとったから」「仕事等が忙しい」「機会がない」「面倒」などが挙げられています。
- ・ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームスが連続して日本で開催されます。大会のレガシー（遺産）として、スポーツに関わる人口が拡大し、健康で生きがいのある社会の実現につながることを期待されています。
- ・健全で正しい食習慣は、健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると言われていますが、朝食を毎日食べる児童生徒の割合は8割台で、年々減少する傾向にあります。
- ・府内では、5年連続で、中学生や高校生が大麻により検挙されています。薬物に関する情報の入手が容易になるなど、危険薬物が児童生徒の身近に迫る深刻な状況にあります。
- ・府内の将来有望なジュニア選手をJOC強化選手につなげる取組を実施しており、全国大会や国際舞台で活躍する京都府ゆかりの選手が増加しています。令和元年の国体では、7年ぶりに男女総合成績が8位以内の入賞を果たしました。

主な取組

(12) 学校や地域におけるスポーツの機会の充実

- 1 子どもの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園や保育所等を通じて「運動遊びガイドブック」等の活用を促進するなど、**家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣・環境づくり**に取り組みます。
- 2 子どもが授業を通して運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身に付けるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、**小学校において体育の専門的指導を実施**します。
- 3 子どもに夢や希望、感動を与えられるよう、**プロの選手やトップクラスの選手と交流**できる取組を推進します。
- 4 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現するため、**部活動指導員の配置の充実や地域スポーツクラブとの連携・移行**を進めます。（(18)へ再掲）

- ⑤ **体育・スポーツ活動における事故防止等**に向け、子どもの個々の運動能力や体力の実態等に
応じて適切な指導計画を立てることができるように、教職員等への専門的な研修の実施による
指導力向上に取り組みます。
- ⑥ 誰もがスポーツを通じて生きがいのある豊かな人生を歩むことができるよう、**総合型地域ス
ポーツクラブ**の未設置市町村への支援やクラブの活性化を図るなど、地域内での連携を深め生
涯スポーツ環境の充実に努めます。
- ⑦ 総合型地域スポーツクラブ等との連携により、**障害の有無等に関わらず運動やスポーツを楽
しむ**ことができる機会の創出に取り組みます。
- ⑧ **京都府民総合体育大会**において、府民の誰もがスポーツに親しむことができる参加型のスポ
ーツフェスティバルを実施し、マスタース部門などで多くの成年・中高年の健康増進や生涯ス
ポーツの推進に寄与する大会を目指します。

(13) 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

- ⑨ 新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症について、**保護者向けの生活習慣に関す
る情報発信**など、学校と家庭が連携し、「運動・食事・休養」等の基本的な生活習慣を子ども
が身に付けるための取組を推進します。
- ⑩ 児童生徒の**心と体のバランス**に配慮し、心身の健康の保持増進のため、メンタルヘルスや
性に関する問題など、多様化・複雑化する現代的な健康課題の解決や支援に向けた指導を進
めます。
- ⑪ 子どもが望ましい食習慣を身に付けられるよう、授業や学校でのさまざまな活動の中で自
分の食生活における課題や改善点について考えるなど、**食事の重要性、食文化等への理解**を
深める取組を進めます。
- ⑫ **地域の食文化への興味・関心を高める**ため、京野菜や地場産物、郷土料理や和食を取り入
れるなど、「生きた教材」としての学校給食や教科等に取り組みます。
- ⑬ **飲酒、喫煙、薬物乱用**と健康との関わりについて、子どもが早い時期から認識できるよう
に薬物乱用防止教室等を通して、依存症への理解や乱用防止への取組を推進します。

(14) 次世代アスリートの発掘・支援と競技力の向上

- 14 国民体育大会をはじめ、国内大会やオリンピック・パラリンピック、国際大会において活躍が期待される選手の発掘・育成・強化を充実させ、指定選手への支援など**ジュニアアスリート**を育成する取組を推進します。
- 15 **オリンピック・パラリンピアン等のトップアスリートによる講演や実技講習会**などにより、子どもに「スポーツの力」を実感させるとともに、一人一人に豊かな「スポーツごころ」をはぐくみます。
- 16 府内の学校や地域において長年培われてきたスポーツ風土を活かし、各市町村が競技団体等と連携をしながら**地域に根ざしたスポーツ活動の活性化**を図ります。
- 17 **高い競技力や指導力、人間的魅力を有した教員等を配置**するとともに、運動部活動における中高連携や地域スポーツの拠点づくりを図り、競技力の向上に努めます。
- 18 京都府を拠点に活躍するアスリートの育成に向けて、京都トレーニングセンターや京都府スポーツセンターにおける**スポーツ医・科学的サポート機能を充実**させるなど、アスリートの活動を支える環境づくりを推進します。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	世代や校種を超えたスポーツ交流を実施している学校の割合	活動	3
2	部活動指導員を配置している学校の割合	活動	4
3	体育・スポーツ活動における事故防止等に向け、専門的な研修を受講している教職員の数	活動	5
4	総合型地域スポーツクラブの設置数	活動	6～7
5	京都府民総合体育大会への参加者数	活動	8
6	「食育月間」に食に関する取組を実施している学校の割合	活動	12
7	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	活動	13
8	オリンピックやパラリンピアン等のトップアスリートによる講演などを実施している学校や競技団体の数	活動	15

9	運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合	成果	1~7、 14~17
10	授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	成果	1~7、 14~17
11	1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	成果	1~7、 14~17
12	地域のスポーツイベントや、スポーツ振興につながる取組に参加している人の割合	成果	1~8、 14~17
13	基本的な生活習慣「早寝、早起き、朝ごはん」が身に付いている子どもの割合	成果	9、11~12
14	朝食を毎日食べる子どもの割合	成果	9、11~12
15	府立学校生徒の全国高校総体、国民体育大会など全国大会の出場者数及び8位入賞数（年間／延べ数）	成果	14~18

目指す教育の姿

【いかなるときも学びを止めない学校危機管理体制】

「学習機会と学力の保障」に加え、「全人的な発達・成長の保障」、「身体的、精神的な健康の保障（安心・安全につながるができる居場所・セーフティネット）」を学校教育の本質的な役割として捉え、自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制が整備されています。

【一人一人の学びを支えるきめ細かな教育】

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、必要な資質・能力を確実にはぐくむことができるよう、少人数教育や教科担任制、ICTの効果的・**効率的**な活用等、新しい時代の学びに対応する一人一人に応じたきめ細かな指導体制が整えられています。

【生まれ育つ環境に左右されず夢を実現できる教育】

経済格差や地理的条件など生まれ育つ環境に左右されず、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学校・家庭・地域、関係機関のネットワークが強化され、学びと生活の支援が充実した教育環境が整備されています。

【優れた教員による新しい時代の豊かな教育】

優秀な人材を安定的に確保し、教員が継続的・主体的に新しい知識や技能を学び続けることができるよう適切な支援を行うとともに、学校における働き方改革が実を結び、新しい時代に対応した豊かな教育が実践されています。

地域・企業との連携など学校の枠を越えた「タテ・ヨコ・ナナメ」の視点から、高いコーディネート力をもった教員の育成が進められています。

【魅力ある府立学校づくり】

少子化など社会情勢の変化や地域の特性を踏まえ、新しい価値を創造し地域を担う人材を育成し、児童生徒・保護者のニーズや社会のニーズに応える教育環境が整備されています。

【学校施設の整備充実】

安心・安全で快適な環境における豊かな学びの実現に向けて、学校施設長寿命化の取組や空調設備の改修・トイレの洋式化、ICT環境整備など、社会環境の変化に対応した学校施設・設備の整備が着実に進められています。

現状と課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症による臨時休業により、学校の役割の重要性が再認識されました。こうした非常事態においても、感染症対策等を講じながら最大限健やかな学びの保障に努めることが求められます。
- ・ 京都府の教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数は5.5人（令和元年度）であり、国の目標（3人）や全国平均（4.9人）を下回っています。教員のICT活用指導力も全国平均を下回っており、1人1台端末の整備が急速に進む中、ICTを日常的に活用できるよう、教員の指導力向上を図る必要があります。
- ・ 子どもの相対的貧困率はピーク時より低下傾向にありますが、府内の生活保護世帯やひとり親世帯の数は、この15年で70%以上増加しています。家庭の経済状況が学力に影響しており、高等学校や大学への進学率も府全体より低い状況が続いています。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒が全国的に大幅に増加していますが、京都府では逆に減少傾向にあります（平成28年度442人、平成30年度387人）。しかし、人数が少なくかつ点在していることから、指導員の配置等の組織的な対応を取ることが難しい状況にあります。
- ・ 特別な支援を要する児童生徒や不登校などきめ細かな対応を要する児童生徒も増えています。すべての子どもの能力や個性に応じた「個別最適な学び」を実現するためにも、多様な子どもたちの多様なニーズに応えられる指導体制を整える必要があります。
- ・ 定年退職者の増加や民間企業の採用状況等の様々な要因により、教員採用選考試験の倍率の低下が続いています。京都府では、全国平均より高い倍率を維持できていますが、引き続き、優秀な人材の確保・育成が重要です。
- ・ 過労死ラインとされる月80時間以上残業している教員が全国と比較して多かった（小学校52%、全国34%/中学校72%、全国58% 平成29年度）ことなどから、学校における働き方改革として、専門スタッフの配置、部活動運営の適正化、学校業務の更なる改善等の取組が求められています。
- ・ 府内の14歳以下の子どもの数は今後20年で23%の減少（2020年29万6千人→2040年22万8千人）が予想されるなど、人口減少・少子化が進んでいます。特に丹後地域や南丹地域においては、急速に児童生徒数の減少が進む見込みです。
- ・ 府立学校全体の建物面積のうち約8割が建築後30年を超えており、計画的な学校施設の長寿命化対策と時代のニーズに応じた改修が必要です。

主な取組

(15) 安心・安全を守る学校危機管理

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かして、ICTを活用した学びの保障や専門家と連携した児童生徒の心のケアなどをマニュアル化し、災害時や新型感染症等の非常時においても、**子どもが安心して学べる学習保障**に取り組みます。

- ② 学校臨時休業中も教員と子どもがつながることを大切にし、ＩＣＴを活用して子どもの健康状態や学習状況の把握に努めるなど、**オンラインによる教員とのコミュニケーション体制**を確保します。
- ③ 児童生徒の学びを止めない取組として、学習用動画の配信やオンライン授業、「京都府教育委員会からの挑戦状」・「まなびのバイキング」などの**家庭学習用デジタル教材の活用**を進めます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症など、感染症の対策として特別支援学校におけるスクールバスの増便、学校医や保健所等の専門機関の指導のもとで手洗いやマスク等の感染防止対策を推進するなど、**徹底的な感染拡大防止**に取り組みます。
- ⑤ 危険を予測し的確に判断できる力を育成するために、防犯・防災の教育及び避難訓練等を充実するとともに、地域の危険箇所を周知するなど、**子どもの安全意識・能力の向上**を図ります。
- ⑥ 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携・協働しながら、登下校時の交通誘導など通学路の安全対策を実施し、**地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保**に取り組みます。
- ⑦ **学校安全ボランティア活動**の充実を図るため、安全教育の効果的な指導方法について交流するなど、学校・家庭・地域及び関係機関が連携した取組を推進します。

(16) 多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築

- ⑧ 福祉事務所や児童相談所等と連携して子どもが置かれている様々な環境の改善を図るため、福祉の専門家等である「**まなび・生活アドバイザー**」の全校配置を推進します。
- ⑨ 経済的に困難な状況に置かれている子どもに対し、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、専門家による家庭への訪問など**家庭での基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着**を目指して家庭・地域と連携した取組を進めます。
- ⑩ 経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめ、すべての子どもが夢や希望を持って成長していけるよう、府立図書館において「**子どもの居場所づくり**」や「**子ども食堂**」に**取り組む団体に図書を貸し出す**取組を推進します。
- ⑪ すべての子どもがこれからの社会を生き抜く力をはぐくめるよう、NPOと連携し**自然体験活動や集団生活**の場を提供します。
- ⑫ 小・中学校、高校においては**個別補充学習**、地域においては原則無料の**地域未来塾**での学習など、子どもの発達段階に応じたつまづき等を克服する学習支援を充実します。

- 13 教科書や学用品、修学旅行費などに充てられる**就・修学支援制度**を適正に運用し、家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないように支援します。
- 14 多額の通学費を負担する高校生の保護者に対し、**通学費補助**を行うなど、経済的負担を軽減する取組を推進します。
- 15 日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるよう、支援員の配置やＩＣＴの活用など**日本語指導体制の整備**を支援します。

(17) 優れた教員の確保と資質能力の向上

- 16 時代のニーズに対応するため、**様々な専門性を持った教員の採用枠を新たに設ける**など、教員採用選考試験の充実を図ります。また、特別免許状を活用するなど、**民間企業等の経験者がその専門性を学校現場で活かせる**機会を創出します。
- 17 教員研修の充実や教員の負担軽減による教職の魅力向上、教員をとりまく環境の改善、教員を目指す学生に対する支援の強化により、強い使命感と高い実践力を持った**教員志願者の確保**に努めます。
- 18 すべての教員がキャリアステージに応じて、コンプライアンスをはじめとする素養や授業力等の高い専門性を身に付けられるよう、**経験や職種に応じた教員研修を系統的かつ体系的に実施**します。
- 19 新しい時代の教育を担う若手教員が、自らの資質向上を図るために、学校や校種の枠を超えた研究グループを主体的に形成し、共同で研究を進める「**学び合いのコミュニティ**」の育成を支援します。
- 20 子ども一人一人の能力や適性等に応じた多様性と柔軟性を備えた**学びをコーディネート**するため、多様な学びに対応した研修などに取り組みます。
- 21 教職員の研修について、**地元京都の大学や企業と連携**し、それぞれが持つ豊富な人的・知的財産や優れたノウハウを取り入れるとともに、**ＷＥＢを活用した教員研修講座の充実**を図ります。
- 22 各市町村や府立学校におけるＩＣＴ教育を支援するための横断的組織として、企業やＮＰＯ、大学、ＩＣＴ人材の連携組織である「**ＩＣＴ教育官民連携プラットフォーム（仮称）**」を創設し、ＩＣＴ教育を推進する人材を育成します。

- 23 新しい授業を研究して実践できる人材を育成するために、1人1台端末や電子黒板等の**ICT機器を活用した授業実践講座**など、「新時代の学び」の実践・普及に向けた研修を展開します。
- 24 **小学校における外国語教育の充実**に向けて、英語教員の確保を推進するとともに、海外派遣研修や英語の担当教員を対象にした集中講座等により、英語力及び指導力の向上を図ります。
- 25 新しい時代の教育に対し、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、**少人数指導体制**を整備します。（(1)から再掲）
- 26 小学校において、教科ごとに専門の教員が指導する**教科担任制を進める**など授業の質の向上を図るとともに、公立学校ならではの小学校と中学校、中学校と高等学校の連携や円滑な接続を促進します。（(1)から再掲）

(18) 教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり

- 27 働き方改革に向けて、学校及び教員が担う業務のスクラップとアウトソーシング化など**抜本的な業務削減**を進めるとともに、**ICT環境の整備**により学校運営に必要な仕事の効率化や個別最適な学びの支援に取り組みます。
- 28 ICT教育の円滑な実践や今後の更なる発展に向けて、ICT技術や専門知見を有する「**ICT教育アドバイザー（仮称）**」による相談、指導、助言など、専門人材や有識者による支援・相談体制を充実します。
- 29 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細かな指導ができるよう、心のケアを行う**スクールカウンセラー**や福祉の専門家等である「**まなび・生活アドバイザー**」、法律の専門家である**スクールロイヤー**など、教員以外の専門スタッフの配置を進めます。
- 30 教員の事務負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に集中して取り組めるよう、**スクール・サポート・スタッフ等**の外部人材の活用を推進します。
- 31 生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現するため、**部活動指導員の配置の充実や地域スポーツクラブとの連携・移行**を進めます。（(12)から再掲）
- 32 校長の強いリーダーシップにより**教職員の働き方に関する意識改革**を行い、勤務時間の上限遵守に向けた取組や必要性が乏しい慣習的な業務の廃止など、各学校における働き方改革を進めます。

- 33 学校における**共同学校事務室の設置を促進**するなど、校長の学校経営を補佐する学校事務組織の整備を進めます。
- 34 専門医による相談体制や**メンタルヘルス研修の充実**など、教職員一人一人が心と体の健康を維持し、教育活動を行える環境を整えます。

(19) 府立学校の整備促進

- 35 府立高校に期待される社会的役割、多様な生徒のニーズ、少子化の進行などの社会情勢の変化や地域の特性を踏まえ、**府立高校の在り方ビジョンを策定**し、京都府全域において魅力ある学校づくりに向けた再編整備を進めます。
- 36 府立高校において、資質・能力の育成、教育課程の編成や教育内容の実施及び入学者に期待する生徒像についての基本的な方針を「**スクール・ポリシー**」として**策定・公表**し、あらゆる教育活動を組織的かつ計画的に実施・改善します。
- 37 特別な支援を必要とする児童生徒の増加状況や国で議論されている設置基準の検討を踏まえた**必要な環境整備**を進めます。
- 38 府立学校において、情報活用能力の育成やＩＣＴを活用した創造的な授業の実現、教職員の業務負担軽減等のため、時代の変化と社会のニーズに対応した**ＩＣＴ環境の整備**を推進します。
- 39 学校の特色を活かした生徒の学びを充実するため、職業系学科における実習設備の更新など、**産業教育設備等の整備**を計画的に進めます。
- 40 「京都府教育施設個別施設計画」に基づき、大規模改修や屋上防水・外壁改修とともに、空調機器の更新やトイレの洋式化など**学校施設の計画的な整備**を進めます。
- 41 地域コミュニティ形成の場や防災の拠点でもある学校施設について、車椅子利用者への対応などのバリアフリー化を進め、**多様な人々の利用に配慮した整備**を推進します。
- 42 中学生に選ばれる府立高校であり続けるために、**ショートムービー**の配信などＳＮＳやホームページ等のＷＥＢを活用した広報活動を一層充実し、府立高校の魅力を幅広く周知します。
- 43 府立学校を応援するふるさと納税制度を利用した寄附制度「**京都府母校応援ふるさと事業**」を**活用**し、学校独自の特色ある取組を充実します。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	警察等と連携した学校安全に関する会議の開催状況	活動	5~7
2	地域の消防等の行政機関との間で共同訓練等を実施している府立学校の割合	活動	6
3	「子ども食堂」や「子どもの居場所づくり」に取り組んでいる団体への図書の貸し出し冊数	活動	10
4	地域未来塾の実施箇所数	活動	12
5	日本語指導が必要な児童生徒に対する支援員の配置数	活動	15
6	教員養成サポートセミナーや京都府「教師力養成講座」等の『教師を目指す学生』支援プログラムに参加した学生数	活動	17
7	「ICT教育アドバイザー（仮称）」の相談件数	活動	28
8	スクール・サポート・スタッフの配置状況	活動	30
9	共同学校事務室の設置状況	活動	33
10	メンタルヘルス研修を受講している教職員数	活動	34
11	スクール・ポリシーを策定している府立高校の割合	活動	36
12	府立学校におけるICT端末・大型提示装置の整備状況	活動	38
13	府立高校のトイレの洋式化率	活動	40
14	経済的に困難な家庭の子ども「全国学力・学習状況調査」における平均正答率	成果	8~13
15	教員採用選考試験志願者倍率	成果	16~17
16	授業中にICTを活用して指導する能力がある教員の割合	成果	16、22~23、28
17	教員の時間外勤務の縮減率	成果	27~32
18	教員の休日の部活動指導の縮減状況	成果	31~32
19	地域スポーツクラブと連携している学校の割合	成果	31
20	「京都府母校応援ふるさと事業」による府立学校への寄附額（各府立学校の目標額総計）・（寄附件数）	成果	42~43

目指す教育の姿

【社会全体で応援する家庭教育】

家庭において、すべての子どもが基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けるとともに、「包み込まれているという感覚」の基礎を築いています。すべての保護者が安心して子どもの教育や子育てに関わることができるよう、社会全体で家庭を支える環境が整えられています。

~~【地域とともにある学校】~~【地域の教育力を活かす教育】（1項目に）

すべての府立学校においてコミュニティ・スクールを導入するなど、学校と地域が目的やビジョンを共有する「地域とともにある学校」を目指しています。

学校・家庭・地域が、協働活動を通じて達成感を味わいながら子どもの成長を見守ることにより、子どもたちに地域への愛着やコミュニティを支えていく意欲をはぐくむ環境が整えられています。

【社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育】

次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもち、主体的に社会参画できる資質と能力を養う教育が実現しています。

【施設や人材を有効活用した生涯学習】

人生 100 年時代を見据え、いつでもどこでも多様な方法で学習できるよう、学び手のニーズに応じた生涯学習の環境が整備され、図書館や博物館、青少年教育施設などの社会教育施設が効果的に活用されています。

現状と課題

- ・ 府内の小学校1年生の保護者を対象とするアンケートでは、子育てに「自信が無い」との回答が約4割近く、子育ての悩みとして「しかり方」を挙げた保護者が5割を超えています。子育ての悩みを「誰にも相談しない」保護者は4%にとどまりましたが、その理由としては、「インターネット等で調べる」ほか、「相談相手がいない」「誰に相談していいかわからない」ことが挙げられています。
- ・ 家庭や地域の教育力が低下する中で、学校の役割が過度に拡大し、教員の献身的な努力のもとで学校や教職員の負担を増大させていることが指摘されてきました。「地域とともにある学校」を目指す地域と学校の協働活動は、コミュニティ・スクール導入校が 50.9%、地域学校協働本部整備校が 28.6%（義務教

育課程、令和元年度）となるなど、府内全域で取組が進んでいます。

- ・ 選挙権年齢や成年年齢が18歳に引き下げられるなど、高等学校在学中に、自立した「大人」としてふるまえるようになることが期待されていますが、18歳・19歳の投票率は制度導入後の国政選挙で毎回低下し、全年代より15ポイント以上低い水準にあります。社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、地域の課題等についての理解を深め、社会の一員としてその解決を担う資質・能力を身に付けさせる必要があります。
- ・ 医学の進歩や生活水準の向上等により、人生100年時代の到来が予測されていますが、キャリアアップや趣味に関する生涯学習等に取り組んでいる府民の割合は3分の1にとどまっています。人生をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていく必要性が一層高まっています。

主な取組

(20) 家庭の教育力の向上

- 1 子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立せず身近な場で交流や相談ができるよう、交流会の開催など**ネットワークづくり**を推進します。
- 2 家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問など、就学前から就学後にわたって切れ目のない支援をするために市町村が実施する**家庭教育に関する専門家の配置**を支援します。
- 3 保護者を対象とする講座の開催や家庭教育資料の作成など、子どもの発達段階に応じた**子育て・親育ちに役立つ取組**を推進します。
- 4 PTA研修会や各家庭において活用できる**家庭教育用教材の作成**等に取り組むなど、インターネットやSNSのトラブル、薬物乱用等の今日的な危険から子どもを守るための活動を支援します。
- 5 PTAや関係機関と連携し、**タブレット端末等ICTを活用した新しい学習方法を保護者が体験**するなど、時代のニーズに対応した研修機会等を提供します。
- 6 食に関する理解を深め、家庭で考える機会を設けるため、**朝ごはんの重要性や望ましい食生活のあり方に関する情報を提供**します。
- 7 家庭教育に関する悩みや不安を抱く保護者等に対して適切なアドバイスを行えるよう、**家庭教育カウンセラー（臨床心理士）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士）**を配置します。

(21) 地域の教育力の向上と地域とともにある学校づくり

- 8 地域社会全体で子どもの学びや育ちを支える**地域学校協働本部の設置**を支援し、住民同士の更なる交流を図ることで、社会全体の教育力の向上や地域の活性化を図ります。
- 9 学校と保護者や地域の方々が目標やビジョンを共有し、地域に開かれた魅力ある学校づくりを着実に進めるため、**コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入**を進めます。
- 10 **地域学校協働活動推進員の養成・資質向上**に向け、交流会やスキルアップ講座などの研修会を実施します。
- 11 **高校生が地域学校協働本部に参加**し、地域行事の伝承や体験活動・学習活動等に関わることで、郷土に誇りと愛情を持つ次代の地域づくりの担い手を育成します。
- 12 **地域における子どもの多様な体験活動**を支援するため、地域住民や企業、NPOなどと連携した「京のまなび教室」を推進します。
- 13 子どもが地域への愛着を深め、地域のために考え行動しようとする意欲を身に付けられるよう、地元企業等と連携し、社会に出たときに直面する「答えのない問い」に生徒が取り組むなど、**地域課題解決型の学習を推進**します。
- 14 教育分野について、行政と地域コミュニティが連携・協働することで、より柔軟で効果的な施策展開が可能となる課題に対して助成を行う「**地域交響プロジェクト**」を活用した取組を進めます。

(22) 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育

- 15 教育活動全体で様々な学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、**豊かな心や公共の精神等の道徳性など社会に参画するための力を**養います。
- 16 **地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人**を育成するため、関係機関と連携した実習や専門家による技術指導、地域の資源を活かした商品開発などの実践的な職業教育に取り組めます。
- 17 就職を希望する高校生が、意欲を持って働き続けることができるよう、引き続き関係団体と連携し、企業の求める人材と生徒の希望や適性を踏まえた**きめ細かな支援**に取り組めます。
- 18 障害のある生徒一人一人が自立して、社会の担い手として活躍できるようにするため、関係機関と連携した「ふれあい・心のステーション」や清掃や接客などの専門的スキルを客観的に評価する「京しごと技能検定」を実施するなど、**職業教育を推進**します。（（8）から再掲）

- 19 議会や選挙管理委員会と連携して、模擬選挙や地域の課題について話し合う討論会を実施するなど、**主権者教育を推進**します。
- 20 一人一人が消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるようにするため、関係機関と連携して通信販売やクレジットカード等の不正利用を防ぐ教育を行うなど、子どもたちの発達段階に応じた**消費者教育を推進**します。
- 21 **SDGs に掲げた開発目標**について、子どもが自らのこととして課題を理解し、地域や民間企業等と連携しながら主体的に解決を目指す実践的な活動を推進します。
- 22 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見い出して学ぶ意欲を高めるとともに、体験的な活動等を通して学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じた**キャリア教育を推進**します。
- 23 情報社会を生き抜くために、子どもが**プログラミングの働きを理解**するとともに、各教科等における様々な学習活動を通して**ICTを効果的に活用**し、情報を習得し、整理・比較して考えを形成することができる力を育成します。（（2）から再掲）
- 24 次代を担う**中高生がライフデザインを描く力の醸成**に向け、家族の大切さ、子どもを生み育てる意義、妊娠や出産及び子育てに関する知識を学ぶ活動や、乳幼児とふれあう体験活動を支援します。

(23) 生涯学習の振興と社会教育施設の機能充実

- 25 生涯学習社会の実現に向けて、社会教育の指導者、社会教育・生涯学習関係職員、公民館職員等の**社会教育関係者の資質向上**と専門的力量を高める機会を提供します。
- 26 **障害のある人の心豊かな生活に向けた学習活動や社会参加**の促進を図るため、在学中から生涯に渡る学びを見据えた取組を進めるとともに、学校卒業後は、障害者のニーズを踏まえた体験学習や意見交流、運動体験等を行う実践活動を支援します。
- 27 **女性の主体的な学習活動や社会参加**を促進し、地域で活躍する女性の実践力向上に向けた学習機会を提供します。
- 28 **府立るり溪少年自然の家を機能拡充**し、自然体験活動や集団宿泊体験活動を充実します。
- 29 府立図書館において、歴史と大学のまち京都の立地を活かしながら、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、**府民の調査研究や知的活動の拠点**となる取組を推進します。

30 府立図書館において、図書館機能を活かした講座等を開催するなど、**府民の学習機会の充実**を図ります。

31 地域と連携した観光産業の振興や歴史・文化の学習に関する機能を有した**府立丹後郷土資料館のリニューアル**に取り組むなど、郷土資料館の機能充実を図ります。（（26）へ再掲）

32 地域の歴史文化遺産の魅力を発信するため、デジタル技術の活用による学芸員のライブ解説や動画配信に取り組むなど、新しい時代にふさわしい**バーチャル郷土資料館**を開設します。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	家庭教育に関する講座等の開催回数	活動	1～7
2	保護者への学習機会の提供や家庭教育支援チーム活動を行っている市町村の数	活動	2～3
3	地域学校協働活動の市町村における本部数	活動	8
4	コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	活動	9
5	地域学校協働活動推進員を対象とした研修会の受講者数	活動	10
6	地域の特色を活かした子どもの活動の場の数	活動	12
7	「地域交響プロジェクト」を活用した取組の数	活動	14
8	高校生の就職内定率	活動	17
9	キャリア教育に関する体験活動を実施している学校の割合	活動	22
10	「子育て・幼児ふれあいプログラム」を実施した中学校及び府立学校の割合	活動	24
11	社会教育・生涯学習関係職員を対象にした資質の向上を図る研修会への参加者数	活動	25～27
12	府立図書館における個人貸出、市町村立図書館等、大学図書館、学校図書館、民間団体等すべての本の貸出冊数	活動	29
13	文化財講座等の参加者数	活動	31～32
14	府立郷土資料館における出前授業等の受講者数	活動	31～32

15	子育てに喜びや楽しんでいる保護者の割合 ※調査では「親」と表記	成果	1~7
16	子育ての悩みを気軽に相談できる人がいる保護者の割合 ※調査では「親」と表記	成果	1~3、7
17	子どもが、将来に夢を持っていると思う保護者の割合 ※調査では「親」と表記	成果	1~7
18	知っている人に会った時にあいさつをする子どもの割合	成果	8~14
19	地域の行事に参加している子どもの割合	成果	8~14
20	自分の夢や目標を持っている子どもの割合	成果	8、10~14
21	学校のきまりや規則を守ることを日常的に意識している子どもの割合	成果	15
22	人の役に立つ人間になりたいと思っている子どもの割合	成果	15、21~22
23	キャリアアップや趣味に関する生涯学習等に取り組んでいる人の割合	成果	25~27

目指す教育の姿

【伝統・文化の継承による新たな文化の創造】

府内の各地域において先人が積み重ねてきた伝統・文化を学び、理解し、大切にすることで、未来へと受け継ぐとともに、自らが成長するなかでふるさとの文化を愛し育てる教育が実現しています。

【京都の文化力を生かした教育】

子どもたちが様々な文化芸術に親しみ、活動を発表する場や本物にふれる機会を充実させることにより、豊かな感性と創造力をはぐくみ、人生を豊かにする教育が実現しています。

【地域との協働による多様な部活動】

集団活動を通じた人間形成の機会を確保し多様な生徒が活躍できる場である学校の部活動について、指導に意欲をもつ地域人材の協力や地域が支える環境の中で、多様な部活動が行われています。

【文化財の保存・継承・活用】

府内各地の文化財が、地域で愛され、誇りとして適切に保存・継承されています。さらに、文化財を観光資源や地域の活性化のために活用する取組や、子どもたちが身近な文化財にふれる取組を通じてその魅力が共有され、文化財の保存・継承を支える仕組みができています。

現状と課題

- ・ 地域の祭りや伝統行事などに参画している人の割合は、5割に達していません。これまで世代間で伝えられてきた生活文化や地域の伝統文化の継承が課題となっています。
- ・ 住んでいる地域で、地域の文化・芸術活動が活発に行われていると思う人の割合は、半数にとどまっています。子どもたちが優れた文化芸術にふれて感性を豊かにする機会も限られており、学校、家庭、地域の連携による多様な文化体験の機会の確保が求められています。
- ・ 文化庁の京都への全面移転が平成28年3月に決定しました。文化政策の対象を拡大し、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携を図ることを新たに盛り込んだ「文化芸術基

本法」が改正・施行されるなど、文化行政は新たな局面を迎えています。

- ・ 府内の国宝（236 件）や重要文化財（2,201 件（国宝を含む。））の件数は、いずれも全国2位となっています（令和2年10月時点）。また、無形文化財も多数存在します。
- ・ 文化財保護法の改正を受けて、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性を定める「京都府文化財保存活用大綱」を令和元年度に策定しました。また、府の独自制度として、「暫定登録文化財制度」を平成29年度に創設し、3年間で1,218件登録するなど、全国に先駆けて新たな文化財保存の仕組みをつくっています。

主な取組

（24）京都の伝統と文化を守り、新たな文化を創造する感性の育成

- 1 府立高校において専門家の指導による体験活動を実施するなど、茶道、華道、きものや伝統芸能などについて、**日本の伝統文化や地域に伝わる民俗芸能を学ぶ取組**を推進します。
- 2 府立高校において、「京の文化継承・価値創造推進校」を指定し、地域文化のフィールドワークや着物の着付け等の体験活動、留学生との交流における呈茶など、**京都の本物の文化を次世代に継承し新たな価値を生み出す取組**を進めます。
- 3 専門家による文化系部活動への指導や、他校種と交流する機会の充実など、**伝統・文化の次世代への継承**を図る取組を推進します。
- 4 京都や我が国の伝統文化、歴史や地理に対する理解を深め、郷土への誇りをはぐくむために、**地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進**します。
- 5 文化庁と連携し、**地域の祭りや伝統芸能を次世代に継承**するとともに、**地域の文化を活用して地域活性化につなげる取組**に参画します。

（25）文化芸術に親しむ環境づくり

- 6 児童生徒を対象にした文化芸術鑑賞や、優れた芸術等による体験活動を通して、**子どもの豊かな感性や創造性**をはぐくむとともに、「**京都式文化体験プログラム**」を活用します。
- 7 社会見学や授業において、博物館や美術館等の鑑賞機会を増やすなど、文化芸術に関する子どもの感動する心をはぐくみ、将来アーティストを目指すなど**色々な分野や可能性に挑戦**するためのきっかけづくりを創出します。

- ⑧ 大学や文化団体、博物館等がネット配信する文化講座を**リモート文化授業**として受講します。
- ⑨ 美術・工芸を学ぶ高校生が校種を越えて小・中学生と交流し指導するとともに、その成果を活かした美術工芸展を開催するなど、**文化芸術の人材育成**を進めます。
- ⑩ 豊かな感性や創造力をもった生徒の育成を図るため、**京都府高等学校総合文化祭**の開催を支援し、文化にふれあい親しむ環境づくりを推進します。

(26) 世界に誇る文化財の保存・継承・活用

- ⑪ 文化財保存活用大綱（令和2年3月策定）に基づき、文化財をまちづくりに生かしつつ、**文化庁と連携**した啓発イベントの開催など、**地域社会総がかりでその継承**に取り組みます。
- ⑫ 各地域で文化財を守り伝える仕組みが創出されるよう、市町村や地域と連携し文化財保存活用地域計画作成を支援するなど、**地域全体で文化財を保護する体制の強化**に努めます。
- ⑬ 京都府内各地域に多数存在する貴重な文化財の保護のため、全国初の取組である「**暫定登録文化財**」制度により、緊急の保護対策を講じます。
- ⑭ 国・府指定等文化財の所有者及び管理者が実施する指定等文化財の修理事業や整備事業、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業について、それらが適切に実施され、その**文化財的価値が後世に引き継がれるよう支援**します。
- ⑮ 地域と連携した観光産業の振興や歴史・文化の学習に関する機能を有した**府立丹後郷土資料館のリニューアル**に取り組むなど、郷土資料館の機能充実を図ります。（(23)から再掲）
- ⑯ 「文化財を後世へ継承するためには」など、**地元の文化財を活用した課題解決型学習**を実施し、小・中・高等学校等での学校教育や社会教育と連携して文化財の普及啓発を図る取組を進めます。
- ⑰ 文化財所有者と連携して、児童生徒の無料拝観などの**文化財を見学できる機会を創出し**、子どもが文化財をより身近なものとして感じられるような取組を進めます。
- ⑱ 史跡を巡るツアーの実施や国宝等の文化財建造物修理現場の公開、府立郷土資料館の出前授業等により、**世界に誇る貴重な文化財を保存し活用**する取組を進めます。
- ⑲ 観光部局や企業と連携した文化財散策**アプリやV R等の活用**などにより、当時の建物や風景が体験できる次世代型の文化財観光を創出します。

20 将来の技能者を確保するため、児童生徒や歴史・建築を学ぶ大学生を対象に、文化財の保存や修理、職人の仕事に興味を持ってもらえるよう、**建造物修理現場の見学や職人体験事業、ワークショップを実施**します。

21 国宝・重要文化財の保存修理事業をはじめ、府指定等文化財の保存修理事業を継続実施する中で技術指導の場を設けるなど、**技能者の育成や技術の継承**を図ります。

主な目標指標（候補）

No	目標指標（候補）	種別	関連方策
1	高校生伝統文化事業参加生徒数	活動	1
2	文化系部活動を指定し、専門家による指導等を実施している府立高校数	活動	3
3	「暫定登録文化財」の数	活動	13
4	府内の有形・無形文化財の指定等の件数	活動	11~14
5	地元の文化財を活用した課題解決型学習に取り組む学校の割合	活動	16
6	国史跡恭仁宮跡や府内の文化財を活用したツアー等への参加者数	活動	18~19
7	文化財の建造物修理現場等の公開への参加者数	活動	18、20
8	地域の行事に参加している子どもの割合	成果	1~5
9	地域の自然や歴史について関心がある子どもの割合	成果	1~5
10	住んでいる地域で、地域の文化・芸術活動が活発に行われていると思う人の割合	成果	1~10
11	京都府では歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合	成果	11~21

Ⅰ 振興プランの推進と評価

振興プランは、京都府の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

このため、個別の施策に関しては分野別の計画等を策定するとともに、具体的な事業については、客観的な根拠（エビデンス）に基づく政策立案を行うEBPMと、より効率的・効果的な施策のマネジメントを行うPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく事業化・予算化を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各教育委員会は所管する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告し、広く一般に公表することとされています。この「教育委員会の事務の点検・評価」を通じて、振興プランの進捗状況について毎年度点検を行い、府民に対する説明責任を果たしていきます。

◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 関係機関との連携・協働

（Ⅰ）学校・家庭・地域の連携・協働

振興プランでは、「施策推進の視点」のひとつとして「学校・家庭・地域がコミュニティとしてそれぞれの強みを生かしてつながる教育」を掲げています。

すべての子どもが「包み込まれているという感覚」と「自己肯定感」をはぐくむことができる環境を整えていくためには、学校はもとより家庭や地域がそれぞれの役割と責任と強みを自覚し、社会総がかりで教育に取り組むことが大切です。

そのため、京都府教育委員会では、子どもの教育について第一義的責任を有する家庭について社会全体で適切な支援を行うとともに、コミュニティの一員として子どもたちを迎え入れることとなる地域の教育力を高める取組を進めます。

(2) 市町(組合)教育委員会との協働

京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会は、適切な役割分担と相互の協力の下、京都府の教育行政を力強く推し進めてきました。

京都府教育委員会は、京都府域で広域的に取り組む必要のある事業を実施するほか、教職員の任免や給与などの負担、府立学校などの設置管理、市町(組合)教育委員会への指導・助言・援助など、府内各地域の教育の均衡ある振興を図っています。

市町(組合)教育委員会は、小・中学校の設置者であり、地域における義務教育や社会教育の主たる担い手として、その地域の実情に応じた教育の振興を図っています。このため、振興プランの改定に当たっては、市町(組合)教育委員会との意見交換を重ねてきました。

今後も、振興プランの着実な推進に向けて、より一層連携を強め、京都府の教育のさらなる振興のために協働していきます。

(3) 国への働きかけ

国は、基本的な教育制度の枠組みや学習指導要領などの基準を定め、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っています。

京都府教育委員会は、振興プランに掲げた目標を着実に推進していくため、国に対して必要な制度改正や財政上の措置を講じるよう働きかけていきます。

また、今後も引き続き、教育の課題に現場の視点を取り入れながら迅速かつ的確に対応する京都府の教育改革の取組を進め、これを全国に発信していきます。

(4) 知事部局との連携

地方公共団体の長と教育委員会が協議を行う「総合教育会議」等を活用し、知事と十分な意思疎通を図るとともに、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、「子育て環境日本一」を目指す教育行政を強力に推進します。

振興プランの範囲は、京都府教育委員会が所管する事務の範囲を基本としていますが、公立と私立との連携を進めるとともに、幼児教育の質の向上等の様々な教育課題に対応するため、文化・スポーツ・健康・福祉・労働・警察など関係部局相互の連携をこれまで以上に深め、それぞれの施策が相乗的な効果を生み出すよう努めます。

(Ⅰ) 京都府教育振興プラン改定に係る検討会議

＜検討会議委員＞ （五十音順、役職は令和 年 月現在）

氏 名	役 職 等
青山 恵則	株式会社島津製作所 執行役員 総務部長
大野 百合	京都府立高等学校PTA連合会 顧問
岸本 文子	宇治市教育委員会教育長
佐藤 和紀	信州大学学術研究院教育学系 助教
中山 芳一	岡山大学全学教育・学生支援機構 准教授
原 清治	佛教大学 副学長 【 座 長 】
村田 淳	京都大学学生総合支援センター 准教授

＜会議の開催状況＞

- 第１回 令和２年１月２２日 改定の大きな方向性
 第２回 令和２年７月１５日 骨子案（基本理念、施策推進の視点、新プランの構成等）
 第３回 令和２年８月１２日 第１次素案（基本理念、施策推進の視点、推進方策）
 第４回 令和２年１０月１６日 第２次素案（目指す教育の姿、施策の展開）
 第５回 令和２年１１月１０日 中間案（重点アプローチ、現状と課題、主な取組、目標指標）
 第６回

(Ⅱ) 関係機関との意見交換

(Ⅲ) 府民意見の聴取（パブリックコメント）

資料2

京都府の教育をめぐる状況

【京都府の地域別の将来人口推計】

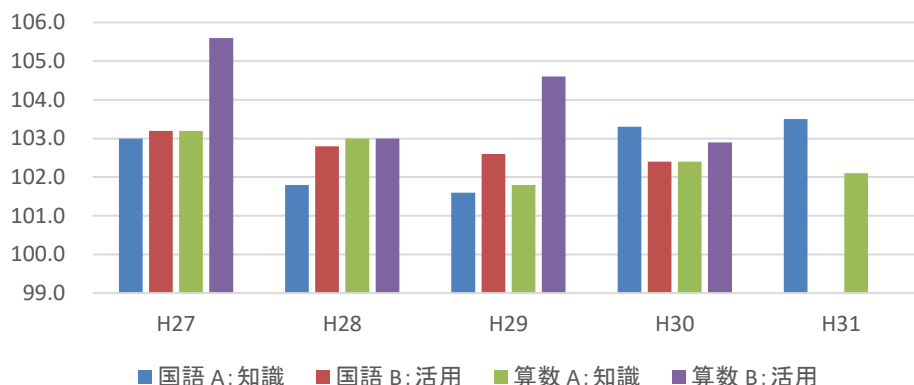
(単位：万人)

		将 来 推 計						
		H27	R2	R7	R12	R17	R22	H27比較
京 都 府 全 体		261.0	257.4	251.0	243.1	233.9	223.8	▲37.2 (▲14.3%)
	京都市域	147.5	147.2	145.2	142.3	138.7	134.3	▲13.2 (▲8.9%)
	山城地域	70.4	69.4	67.4	64.8	61.7	58.5	▲11.8 (▲16.8%)
	南丹地域	13.7	13.0	12.3	11.5	10.6	9.8	▲4.0 (▲28.8%)
	中丹地域	19.7	18.8	17.9	17.0	16.0	15.0	▲4.6 (▲23.6%)
	丹後地域	9.7	9.0	8.3	7.5	6.8	6.1	▲3.6 (▲37.0%)

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」)

平均正答率・小学校6年生(京都府)

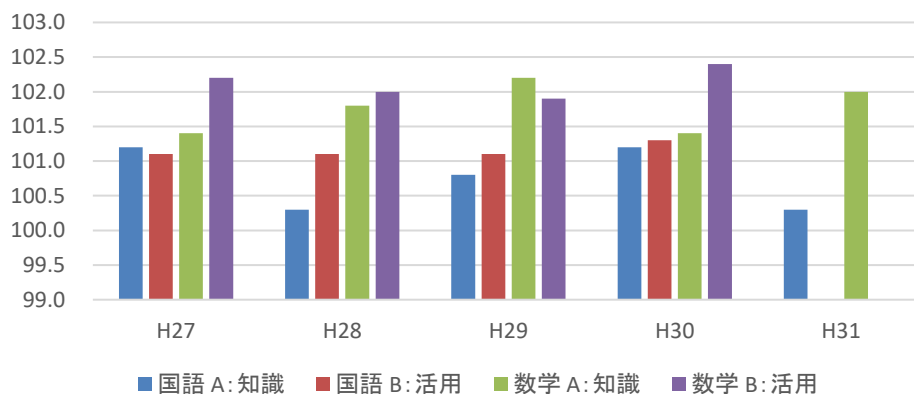
全国の平均正答率を100として標準化した数値
(平成31年度から「知識」と「活用」を一体化)



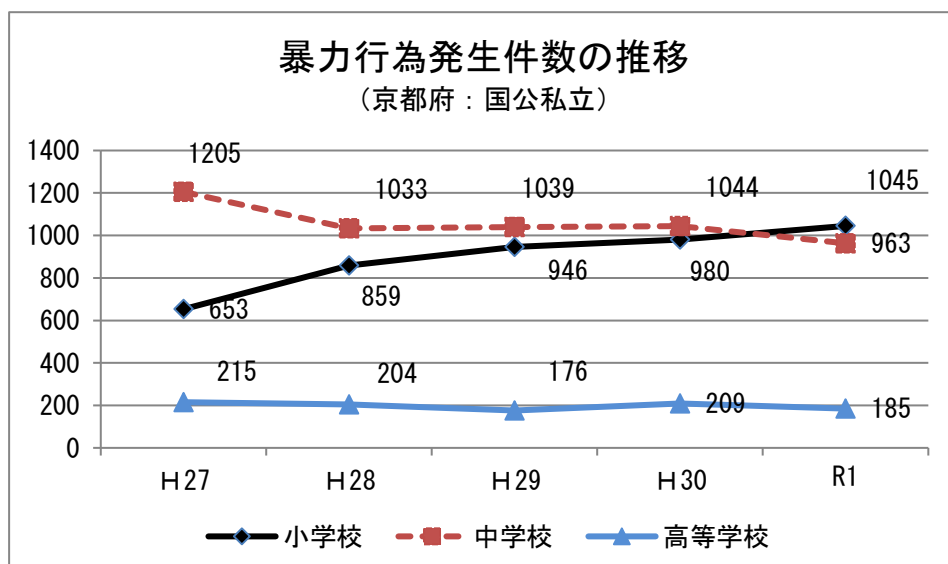
(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

平均正答率・中学校3年生(京都府)

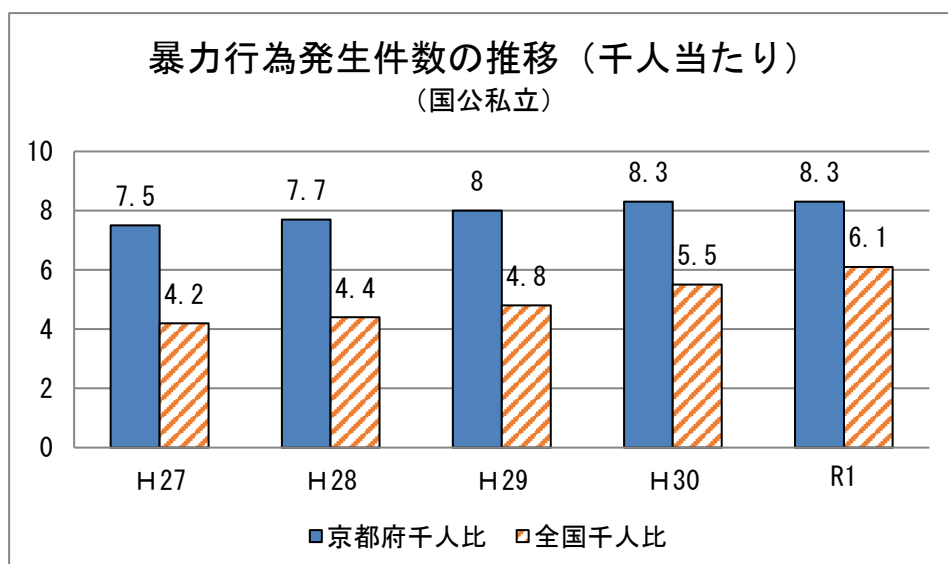
全国の平均正答率を100として標準化した数値
(平成31年度から「知識」と「活用」を一体化)



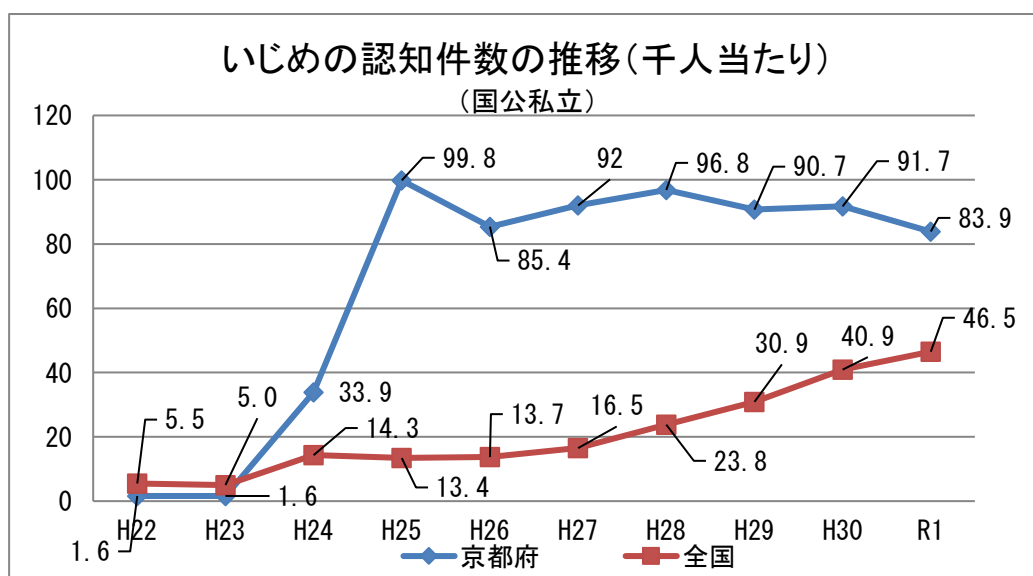
(出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」)



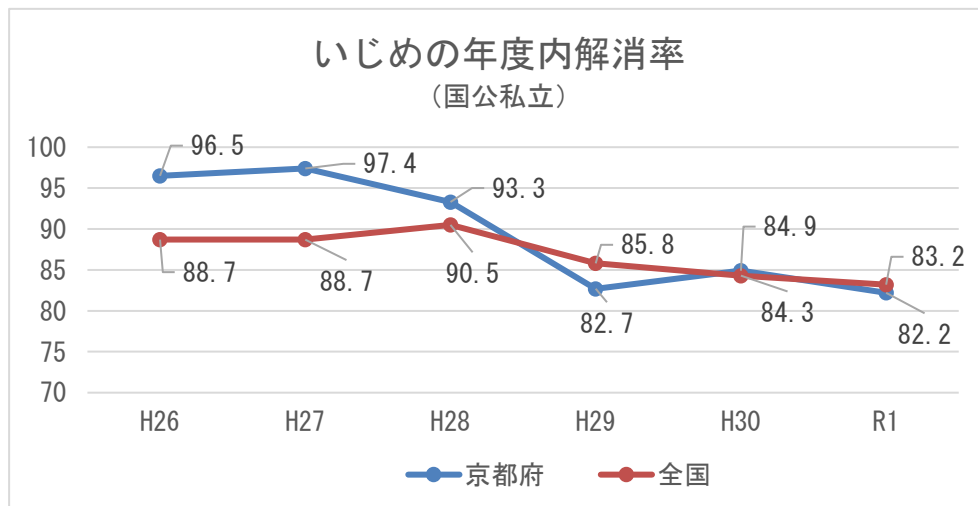
(出典：京都府「児童生徒の問題行動・不登校等の状況」)



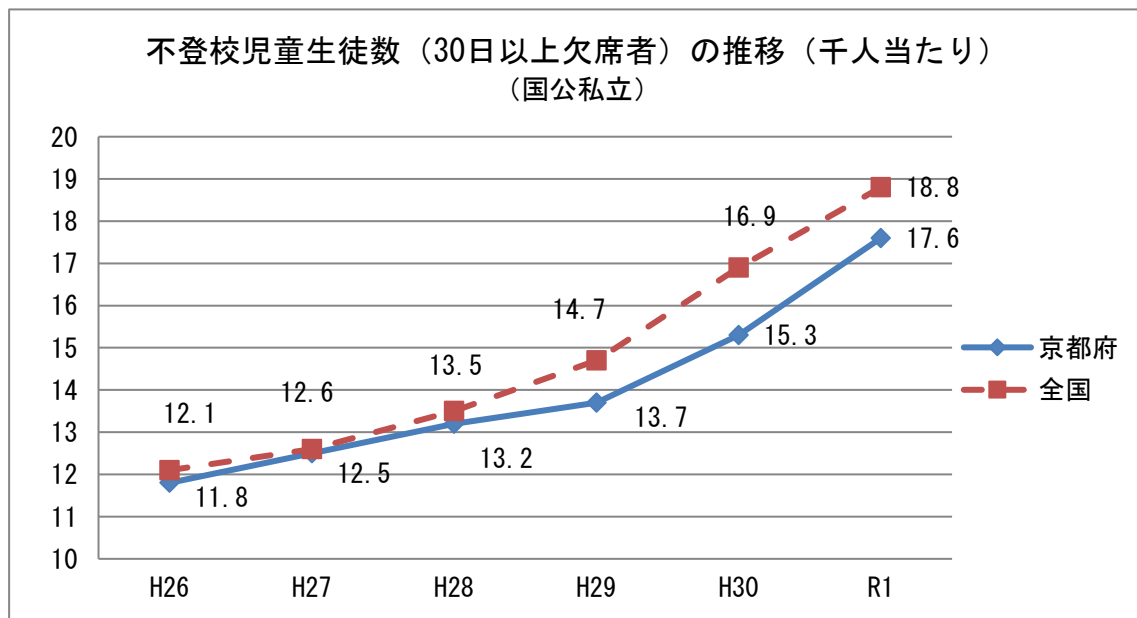
(出典：京都府「児童生徒の問題行動・不登校等の状況」)



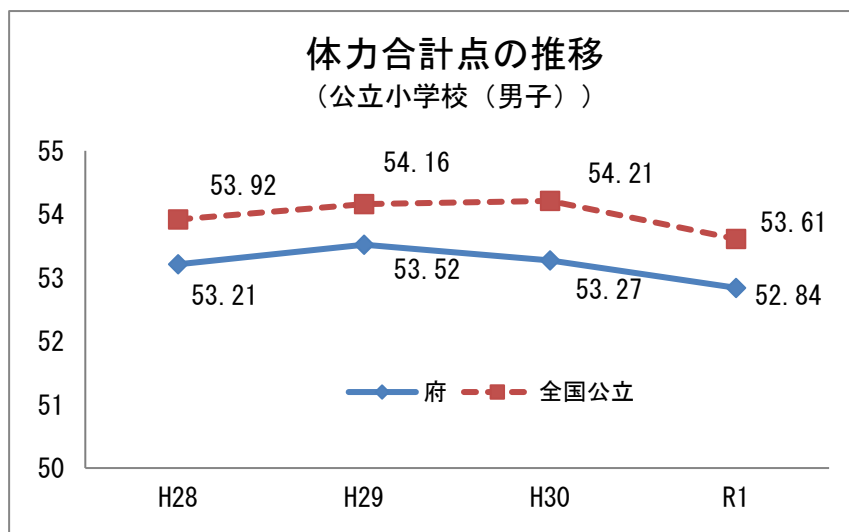
(出典：京都府「児童生徒の問題行動・不登校等の状況」)



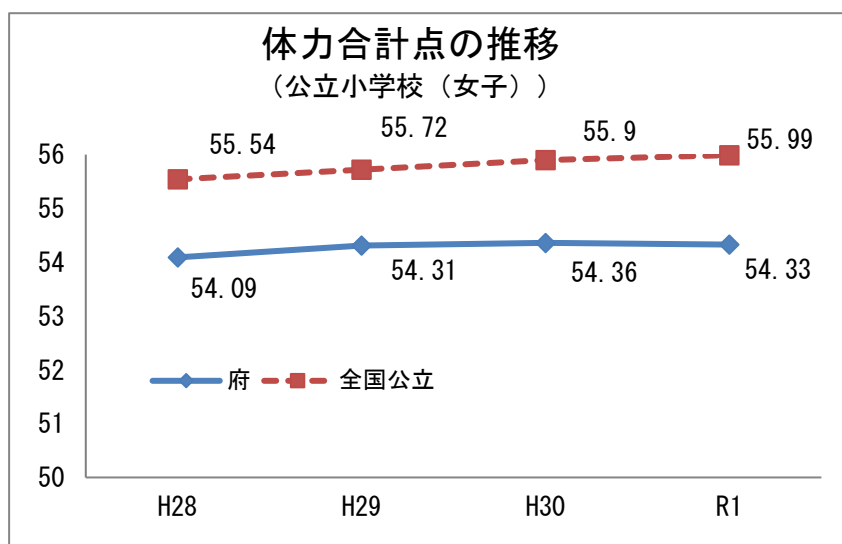
(出典：京都府「児童生徒の問題行動・不登校等の状況」)



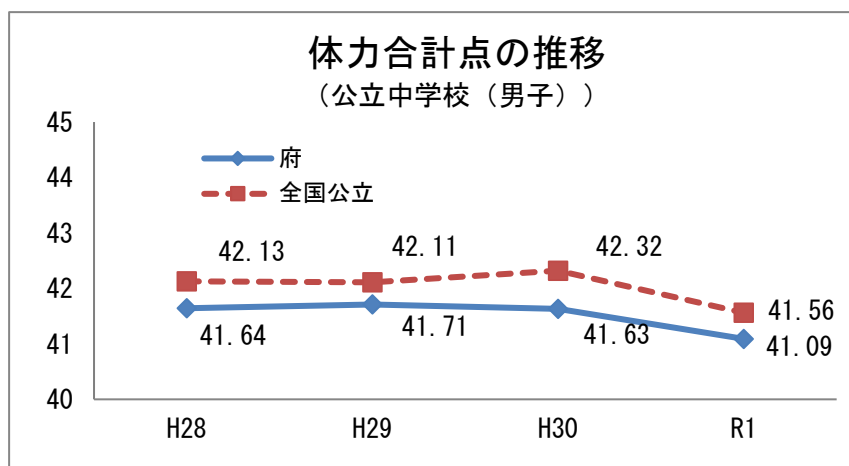
(出典：京都府「児童生徒の問題行動・不登校等の状況」)



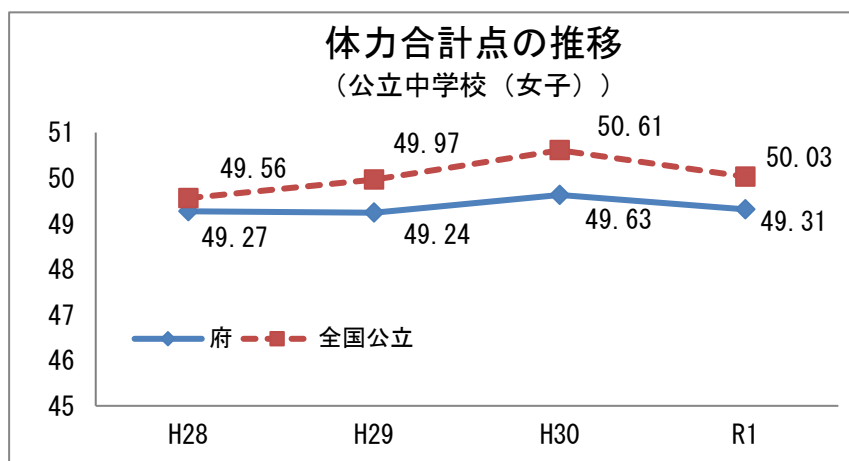
(出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)



(出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)



(出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)



(出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」)

資料3

第Ⅰ期振興プランの目標指標の実績